

特許庁委託

台湾における知的財産裁判所の 制度概要

2009年3月
財団法人交流協会

目 次

序. 知的財産裁判所の紹介.....	2
I. 知的財産裁判所設立の背景.....	2
II. 知的財産裁判所の組織・人員.....	2
1. 制度・運用の解説.....	4
1-1 技術審査官.....	4
1-2 調停委員.....	9
1-3 台湾高等裁判所管轄区特約通訳名簿.....	14
1-4 遠距離尋問.....	14
1-5 秘密保持命令.....	16
1-6 義務弁護.....	23
1-7 臨時開廷.....	24
2. 智慧財産案件訴訟制度の解説.....	27
2-1 案件管轄.....	27
2-2 民事訴訟.....	43
2-3 刑事訴訟.....	52
2-4 行政訴訟.....	55
2-5 権利の有効性の認定.....	58
3. 案件審理フロー.....	61
3-1 知的財産案件審理モデル.....	61
3-2 知的財産民事事件につき暫定状態を定める 処分の審理モデル.....	62
3-3 知的財産民事訴訟事件審理モデル (専利権利侵害事件を例として).....	63
3-4 知的財産裁判所刑事第二審案件審理モデル (商標上訴案件を例として).....	65
3-5 知的財産行政訴訟審理モデル.....	66
3-6 知的財産裁判所刑事案件審理モデル.....	67
4. 人材登用、研修.....	68
4-1 裁判官の人材登用、研修について.....	68
4-2 技術審査官の人材登用、研修について.....	69
4-3 台湾における知的財産教育の現状について.....	70
5. その他情報.....	71
5-1 会計資料.....	71
5-2 審理案件概況.....	74
5-3 組織図及び予算説明表.....	75

序. 知的財産裁判所の紹介

I. 知的財産裁判所設立の背景

二十一世紀は知識経済（knowledge economy）の時代であり、知識を生み出す能力を基礎として形成された専利(※日本の発明特許、実用新案、意匠に相当)権、商標権及び著作権等の知的財産権、既に国家産業の進歩及び経済発展を促進するための利器となっており、今後は知的財産権訴訟手続の完備が鍵となる。

多くの国家が知的財産権に関する案件を専門処理する裁判所を設置し、効率的に問題を解決している前例を見れば、司法院が積極的に関連法案をまとめたのも頷ける。また、2002年から台湾は世界貿易機関（WTO）に加盟した結果、WTOのTRIPS協定に基づき、知的財産裁判所を設立する必要があった。

台湾のWTO加盟前後に、台湾では知的財産権に関連する法律が改正され、国際条約や協定の基準に符合するよう努めているものの、知的財産訴訟制度は行政裁判所と民事刑事裁判所の二元制を採用したため、訴訟の遅延をもたらしたほか、審理を担当する裁判官の専門知識の不足等により、産業界、実務界、外国の商工会議所などの関心を引き起こし、改善が求められた。そこで、司法院は知的財産の訴訟遅延問題を改善するため、訴訟審理の効率化と裁判官の専門化から着手し、ようやく2007年3月28日に、知的財産訴訟制度に関する二大法案である「智慧財産裁判所組織法」（「知的財産裁判所組織法」。以下「組織法」と略称する）及び「智慧財産案件審理法」（「知的財産案件審理法」。以下「審理法」と略称する）が制定、公布された。

上述の法案により、2008年7月1日には、台北に智慧財産法院（以下「知的財産裁判所」と称する）が設立されたほか、知的財産訴訟制度を実施するため、各関連官庁が「知的財産案件審理細則」、「知的財産案件審理法施行細則」、「知的財産案件の秘密保持命令作業要点」、「知的財産案件の遠隔尋問作業規則」、「知的財産裁判所裁判官の改任による選抜および在職研習規則」、「知的財産裁判所技術審査官出向規則」など20あまりの関連法規を検討して起草し、発布した。今後は、訴訟審理の効率化及び裁判官の専門化により、知的財産訴訟手続が改善され、有効な権利救済機能を発揮させた知的財産権保護の実現が期待される。

II. 知的財産裁判所の組織・人員

知的財産裁判所は、民事、刑事、行政訴訟事件を総合して一つの裁判所で審理する特殊な専門裁判所である。組織法第3条により、知的財産裁判所は知的財産に関する第一、二審の民事訴訟、第二審の刑事訴訟、第一審の行政訴訟を管轄し、高等裁判所の審級に相当する。これに対応する檢察署は、組織法第5条の規定により、高等裁判所檢察署知的財産分署となる。

知的財産裁判所には、所長、庭長（※法廷の長。法廷ごとに必ず1名の「庭長」が配置されており、事件ごとに替わることはない。）、裁判官、司法事務官、技術審査官、書記官及び司

法行政等の職員が配置されている。

現在の知的財産裁判所の人員は、裁判官9名（所長1名、延長1名を含む）、技術審査官9名（主任技術審査官1名を含む）、司法事務官2名、書記官15名及び職員等を含み、合計99名がいる（2009年3月10日現在）。

1. 制度・運用の解説

1-1 技術審査官

1-1-1 技術専門家による訴訟協力

知的財産裁判所に技術審査官を配置する目的及びその職務内容

知的財産案件裁判システムの専門化は、もとより裁判官自身の技術分野の専門能力を高める必要があるが、もう1つの重要な課題は、如何に専門裁判所に各種技術分野を専門とする人材を導入して裁判のサポートメカニズムを構築し、裁判官が正確な判決を下すことができるよう協力していくかである。組織法は、日本の「裁判所調査官」及び韓国の「技術審理官」制度を参考にして、「技術審査官」を設置した。この技術審査官は、訴訟過程において、裁判官が案件に関する専門技術面での争点を処理するのに協力するが、裁判には直接参与しない。

組織法第15条第1項～第3項の規定によれば、知的財産裁判所には技術審査官室を設けて技術審査官を置き、技術審査官の採用は知的財産の専門知識（及び？）技術を具える職員を任用、招聘又は一時的に（他官庁より）異動してこれに充てることができる。技術審査官の職務は、組織法第15条第4項に「技術審査官は裁判官の命を受け、審理する案件の技術判断、技術資料の収集・分析及び技術に関わる意見を提供し、法により訴訟手続きに参加する」と規定されているが、これは原則性の提示であり、審理法第4条には、技術審査官の職務内容についてさらに一步踏み込んで、次のように規定されている。

- 訴訟関係を明確にするため、事実上及び法律上の事項について、専門知識に基づき当事者に説明又は質問する。
- 証人又は鑑定人に直接質問する。
- 本案について裁判官に意見陳述を行う。
- 証拠保全時に証拠の調査に協力する。

技術審査官が上記法定職務を執行する方式は、「智慧財産案件審理細則」（「知的財産案件審理細則」。以下「審理細則」と略称する）第13条に、さらに具体的に、次のように規定されている。

- 訴訟書類及び資料につき、専門知識に基づいて、その論点を分析及び整理して争点を明確にし、並びにその説明に関する専門分野の参考資料を提供する。
- 争点及び証拠の整理、並びに証拠調査の範囲、順序及び方法について、裁判官に参考意見を述べる。
- 裁判期日に出廷して、裁判長又は証拠を調査する権限を有する受命裁判官の許可を経て、当事者本人、訴訟代理人、証人又は鑑定人に対し必要な範囲内で質問することができ、並びに当事者本人、訴訟代理人、証人又は鑑定人らの供述にあった理解が難しい専門用語について説明する。

- 実地検証前又は実地検証時に、裁判所に対し、注意事項を陳述し、並びに、当事者による実地検証対象物についての説明や対象物の処理及び操作について、裁判官が理解できるよう協力する。
- 判決書に添付する表及び図面の作成に協力する。
- 判決評議時に裁判長の許可を受けて列席し、事件に関する技術上の意見を述べる。また、裁判長は、技術審査官に対し、当該技術審査官が法廷で述べようとする意見について予め書面を提出するよう命じることができる。

Q. 技術審査官と、訴訟法に定める鑑定人との区別；司法院が別途、専門家を諮問委員として選任、招聘する制度と、技術審査官制度との違いは何か？

A. 技術審査官は、裁判官をサポートするために裁判所に常任する職員であり、それが裁判所に対して行った陳述は証拠資料となり得ず、当事者は自らが主張する事実について立証責任を負わなければならない。技術審査官の陳述を証拠として直接引用することはできない。また、技術審査官は当事者の質問を受けない。

鑑定は審理法に明確に規定される証拠方法であり、鑑定人は当事者及び裁判所の質問を受けることができる。鑑定人の報酬は当事者又は裁判所によって個別案ごとに支払われ、それが民事及び行政訴訟事件であり、且つ訴訟費用として列記される場合、最終的な判決時に裁判所から、当事者が負担する旨が下される。

司法院は別途、専門問題に関する専門家のアドバイス・意見を裁判官に提供する専門家諮問制度を設置し、それは訴訟法上の鑑定人ではなく、それが行った意見陳述も直接証拠とすることはできず、技術審査官の機能とやや似ている。但し、諮問専門家は裁判官が具体的な案件を審理する際の諮問要員であり、選任された専門家は裁判所の常任職員ではなく、裁判所が個別案ごとに報酬を支払う。

知的財産訴訟分野の技術審査官及び諮問専門家がたとえ同時に存在していたとしても、その機能はバランスが取れる性質を具え、諮問専門家は各分野の著名な専門家であり、技術審査官でも処理することのできない先端技術問題を解明することができ、且つ個別案ごとに選任され、各専門分野をカバーできるため、編制人数に限りのある技術審査官では対応できない特殊な科学技術分野について、諮問専門家は協力することができる。しかし、諮問専門家は科学技術分野の高度な知識を具えているものの、必ずしも技術審査官のように知的財産法律の素養を兼ね備えているとは限らず、技術上の争点についての解析は、必ずしも知的財産法律の要求に合致するとは限らない。また、諮問専門家は技術審査官のように訴訟の全過程に参与するわけではなく、且つ、専門的なアドバイス・意見を提供する以外に、諮問専門家は通常、その他のサポート行為を行わないため、その運用の利便性は技術審査官に及ばない。

Q. 技術審査官が裁判官に対して、意見陳述、報告書作成をする場合の訴訟上における処理方法は？

A. 技術審査官は、裁判官に意見陳述を行うとき、口頭又は書面方式で行うことができる。審理細則第 16 条第 1 項には「裁判長又は受命裁判官は、技術審査官に、その職務執行の成果について報告書を作成するよう命じることができる。案件の性質が複雑で必要を有する場合には、中間報告書及び総括報告書をそれぞれ別々に作成するよう命じることができる。技術審査官の陳述は、証拠資料ではなく、当事者はこれを引用して証明が必要な事実を証明することはできず、裁判所は判決書において、その意見を判決の基礎として引用することはできない」と規定されている。

技術審査官の陳述する意見が特殊な専門上の定則に関わる場合、訴訟処理上、裁判官は審理法第 8 条第 1 項の規定を実践し、当事者に弁論の機会を与えなければ、判決の基礎とすることができない。その意見に裁判所が賛同する場合、判決書に心証を得た理由を表現する。技術審査官が出廷期日に出席して職務を執行するとき、当事者は技術審査官に対し質問を行うことを申し立てることはできないものの、技術審査官が行った説明について、審理細則第 15 条の規定によれば、裁判所に意見陳述することができる。

技術審査官が書面を以って意見陳述として裁判官に提出した報告書は、事実認定の証拠資料とすることができず、審理細則第 16 条第 2 項の規定によれば、非公開とし、当事者も閲覧を請求することができない。

1-1-2 技術審査官設置説明

21 世紀は知識経済 (knowledge economy) の時代である。知的財産案件は通常、複数の分野に跨る科学技術専門問題に関わり、技術面での専門的なレベルを上げるため、民情の似通っている日本や韓国に照らして、技術専門家が訴訟に参加する制度を導入し、知的財産裁判所に各種技術分野を専門とする技術審査官を配置し、裁判のサポートメカニズムを構築する。

技術審査官は裁判所内部の職員であり、裁判官の命を受け、審理する案件の技術判断、関連技術資料の収集・分析及び技術問題について意見を提供し、且つ法により訴訟手続きに参加する。各裁判所は知的財産訴訟の審理につき、必要があると認めるとき、技術審査官に職務執行を命じて、裁判官が関連技術問題の判断を行うことをサポートさせることができ、且つ、訴訟手続きに係る規定により、裁判長又は受命裁判官の許可を受けて、専門知識に基づいて当事者に説明又は質問を行い、証人又は鑑定人に質問を行い、本案について裁判官に意見陳述を行い、証拠保全時に証拠の調査に協力する。技術審査官が本案について裁判官に対して行った口頭又は書面による陳述は、性質上、諮問し聴取された意見であり、もし判決の基礎として採用するのであれば、法により当事者に弁論の機会を与えなければならない。当

事者は証明が必要な事実について、各訴訟法に定められている手続きにより証拠を提出しなければならない。

知的財産裁判所は知的財産案件の処理に必要であるとき、裁定を以って技術審査官を指定し、職務を執行させることができる。その他の裁判所が知的財産案件を処理する際、技術審査官を指定してその協力を得る必要があるとき、技術審査官を指名し派遣するよう知的財産裁判所に要請しなければならない。裁判長又は受命裁判官は技術審査官にその職務執行の成果につき、報告書を作成するよう命じることができる。技術審査官の忌避は、各手続きにおいて適用しなければならない法律の裁判官忌避に関する規定を準用する。裁判所は必要であれば、技術審査官の指定を取消す又はその他の技術審査官に変更することができる。

法規根拠

智慧財産裁判所組織法（知的財産裁判所組織法）

第 15 条第 4 項 技術審査官は裁判官の命を受け、審理する案件の技術判断、技術資料の収集・分析及び技術に関わる意見を提供し、法により訴訟手続きに参加する。

智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）

第 4 条 裁判所は必要なときに、技術審査官に対し、以下に掲げる職務の執行を命ずることができる。

- 一、訴訟関係を明確にするため、事実上及び法律上の事項について、専門知識に基づき当事者に説明又は質問する。
- 二、証人又は鑑定人に直接質問する。
- 三、本案について裁判官に意見陳述を行う。
- 四、証拠保全時に証拠の調査に協力する。

第 18 条第 3 項 裁判所が証拠保全を実施するとき、技術審査官に、現場に赴いて職務を執行するよう命ずることができる。

智慧財産案件審理細則（知的財産案件審理細則）

第 11 条 知的財産裁判所は知的財産案件の処理に必要であると認めるとき、裁定を以って技術審査官を指定し、本法第 4 条に定める職務を執行させることができる。合議案件は合議法廷がこれを裁定しなければならない。指定を受けて期日に職務を執行する技術審査官の氏名は、裁判官、書記官の氏名と一緒に法廷日程表に開示しなければならない。

第 12 条 知的財産裁判所以外の裁判所が知的財産案件を処理する際、技術審査官を指定してその協力を得る必要があるとき、技術審査官を指名し派遣するよう知的財産裁判所に要請し、知的財産裁判所は裁定を以ってこれを指定しなければならない。

第 13 条 訴訟審理に協力するために指定された技術審査官は、ファイル内の書類や証拠資料に詳細に目を通し、以下に掲げる方式により職務を執行しなければならない。

- 一、訴訟書類及び資料につき、専門知識に基づいて、その論点を分析及び整理して争点を明確にし、並びにその説明に関する専門分野の参考資料を提供する。
- 二、争点及び証拠の整理、並びに証拠調査の範囲、順序及び方法について、裁判官に参考意見を述べる。
- 三、裁判期日に出廷して、裁判長又は証拠を調査する権限を有する受命裁判官の許可を経て、当事者本人、訴訟代理人、証人又は鑑定人に対し必要な範囲内で質問することができ、並びに当事者本人、訴訟代理人、証人又は鑑定人らの供述にあったわかりにくい専門用語について説明する。
- 四、実地検証前に又は実地検証時に、裁判所に対し、注意事項を陳述し、並びに、当事者による実地検証対象物についての説明や対象物の処理及び操作について、裁判官が理解できるよう協力する。
- 五、判決書に添付する表及び図面の作成に協力する。
- 六、判決評議時に裁判長の許可を経て列席し、事件に関する技術上の意見を述べる。また、裁判長は、技術審査官に対し、当該技術審査官が法廷で述べようとする意見について予め書面を提出するよう命じることができる。

第 14 条 技術審査官が裁判期日に審理に参加するとき、その氏名を記録に明記しなければならない。

技術審査官が裁判期日中、裁判長又は受命裁判官の許可を経て、当事者、証人又は鑑定人に対して説明し又は直接質問するとき、その事由を記録に明記しなければならない。

第 15 条 当事者は、技術審査官が裁判期日に行なった説明について、裁判所に意見陳述することができる。

第 16 条 裁判長又は受命裁判官は、技術審査官に、その職務執行の成果について報告書を作成するよう命じることができる。案件の性質が複雑で必要を有するとき、中間報告書及び総括報告書をそれぞれ別々に作成するよう命じることができる。技術審査官の作成した報告書は非公開とする。

第 17 条 裁判所は、必要なとき、技術審査官指定に係る裁定を取り消すことができ、又はその他の技術審査官を新たに指定して職務を執行させることができる。

第 18 条 技術審査官の陳述は、証明が必要な事実の証拠として直接採用することはできず、当事者は証明が必要な事実について、各訴訟法に定められて

いる手続きにより証拠を提出し、その立証責任を果たさなければならず、技術審査官の陳述を直接引用して立証とすることはできない。

1-1-3 技術審査官の業務職掌

- 専利法（※日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法により保護される知的財産権に関して生じた第一審及び第二審民事訴訟事件。
- 専利法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法により保護される知的財産権に関して生じた第一審行政訴訟事件。
- 知的財産裁判所に協力して現場に赴いて実施する証拠保全。
- その他、法律により規定される又は司法院により指定される知的財産裁判所が管轄する関連専利訴訟案件。

1-1-4 技術審査官名簿

林 国塘 主任技術審査官
 顔 吉承 技術審査官
 呂 茂昌 技術審査官
 徐 七冠 技術審査官
 張 瑞容 技術審査官
 簡 正芳 技術審査官
 王 耿斌 技術審査官
 簡 信裕 技術審査官
 周 志賢 技術審査官

1-2 調停委員

第一期調停委員名簿

知的財産裁判所調停委員名簿

番 号	氏 名	学歴・経歴	専門分野
1	周 美月	大卒。台湾高等裁判所裁判官を経て、現在、台湾高等裁判所調停委員	民事
		国立成功大学機械系卒。台湾電力公司の大観発電所所長、同社曾文水力発電所所	機械工学、電機工学、発電工学

		長、同社南部火力発電所所長、同社林口火力発電所所長、同社研究員、同社総合研究所副所長を経て、現在、台北地方裁判所簡易法廷調停委員	
3	陳 允恭	東海大学工業工程（工学）系卒業、米国オーバン大学工業工程研究所卒業、米国ヒューストン大会計研究所卒業。智慧財産局元審査官、元専利審査委員・輔仁大学講師、真理大学講師、公認会計士、台北地方裁判所調停委員	専利紛争調停（文具、工具機、自動車及びソフトウェア）、商標紛争調停、著作権紛争調停
4	黄 緑星	最高行政裁判所庭長を経て、現在、台北地方裁判所調停委員	行政訴訟事件
5	游 歩遠	中興大学法律系卒業。台湾板橋、桃園、屏東、台東、宜蘭などの地方裁判所檢察署書記官長を歴任し、民事、刑事、強制執行、財務執行などの案件を処理。現在、板橋地方裁判所調停委員	民事及び刑事案件の調停、心理療法及びカウンセリング
6	張 萬來	板橋地方裁判所科長、同所主任を経て、現在、板橋地方裁判所調停委員	民事法律実務、協議・交渉及び調停、民事強制執行実務
7	李 英俊	行政専科学校卒業。民刑事執行書記官、民事執行書記官、板橋地方裁判所科長、同所主任を経て、現在、板橋地方裁判所調停委員。	民事執行実務、協議・交渉及び調停
8	潘 欵	輔仁大学国際貿易系卒業、台湾大学法律単位クラス修了。教育ワークショップ講師を経て、現在、板橋地方裁判所調停委員	国際貿易、協議・交渉

9	江 銘洛	華夏技術学院。台北県商業会「跨交会創会」会長、台北県工業会企業経営「聯誼会」会長、台北県中山中学「家長会」会長、經濟部中小企業処名誉指導員協進会委員長（企業ボランティア）、台北県政府創業諮問委員、台北県政府勞工局顧問、板橋地方裁判所調停委員	コミュニケーション、コーディネイト、調停
10	張 水騰	国立政治大学附設行政専科卒業、陸軍官校専修班十期卒業。陸軍装甲排連長などの職務を経て、「丙等人事行政特考」合格、「乙等普通行政特考」（※いずれも行政官任用資格試験の1つ）合格。花蓮、宜蘭、新竹、桃園などの地方裁判所検察署人事主任を経て、現在、桃園地方裁判所検察署社会服務組司法ボランティア	コンピュータ文書製作など、人事行政業務、一般行政業務
11	周 柏旻	板橋地方裁判所検察署科長を経て、現在、板橋地方裁判所調停委員	
12	徐 演政	国立清華大学電機修士、国立台湾大学電機博士。智慧財産局專利審査委員、国立清華大学電機系講師、国立台湾科技大学電機系教授、国立台湾科技大学資工系教授、国立台湾科技大学專利鑑定與軟體認証諮詢センター所長	專利権利侵害鑑定、ソフトウェア著作権、コンピュータのソフトウェア、周辺設備、ICデザイン
		国立台湾科技大学電機博士。萬国法律事務所專利部專利工程師、中華民國証券	FINANCIAL INFORMATION SEARCH AND

		市場發展基金會人工知能金融プログラム取引設計講師。国立台湾科技大学資工系助理教授、同大学專利鑑定與軟體認證諮詢センター秘書長、經濟部智慧財產局知的財産種籽師資講師及び知的財産服務団講師、国立清華大学自強基金會知的財産権講師、中国生産力中心知的財産権講師、行政院国家科学委員会、資通安全研究與教学中心知的財産権講師	ACCESS、人工知能金融プログラム取引設計、人工知能及び知能型計算理論、専門家システム、グレーシステム、ニューラルネットワーク、ファジィ理論、遺伝的アルゴリズム、Fractal and Chaos Theory and Wavelet Theory、FPGA、VLSI、ソフトウェア工学、画像圧縮、画像識別、PLC シミュレーター、嵌め込み式システム、コンピュータ概論、データ構造、数値分析、コンピュータ通信ネットワーク
14	陳 達仁	米国メリーランド大学機械工学系博士、同大学機械工学系修士、国立台湾大学農業機械学系学士。国科会科学技術權益委員会委員、証券店頭売買センター店頭公開審議委員会外部審議委員、工業技術研究院機械所及び電子所顧問、經濟部標準檢驗局標準技術委員会委員、国立台湾大学研究發展委員会技術移転組組長、国立政治大学知的財産研究所兼任教授、国立政治大学科技政策與法律研究センター研究員、台湾大学機械工学部及び同大学大学院工業工学研究科教授、工業知識科学技術研究センター主任	生産自動化技術、機構設計、專利権利侵害分析、專利工程、知的財産分析

15	何 偉雄	經濟部智慧財產局知的財產專門職員養成訓練計畫責任者、專利審查委員を経て、現財、專利代理人、国立台北科技大学專利訓練與服務研發センター主任及び機械工学部副教授	生活用品、作業、運輸、機械、供熱、武器、構造
16	劉 維欽	中央大学大気物理修士、世新大学法律研究所修士候選人。智慧財產局專利外部審査委員、TIPA 智財学院種籽教師、中科院知的財産権管理	通信情報、ソフトウェア設計
17	鄭 宗記	成功大学医学工学研究所博士、交通大学知的財産権学分班修了、台湾大学法律学分班修了。台湾大学付属病院医学工学部副研究員技正、台湾大学生物産業機械電気学系副教授	医学工学、医療器材、知的財産管理、バイオセンサー、医療器材法規及び標準
18	潘 子明	台湾大学微生物及び生化学研究所教授兼所長	
19	蔡 克銓	台湾大学土木工学系学士、米国スタンフォード大学土木工学修士、米国カリフォルニア大学バークレー校土木博士。台湾大学土木工学部教授	構造工学、地震工学、土木工学
20	邱 仁鈿	日本鹿島建設東京本社情報技術研究員、永豊餘集団董事長情報技術顧問、台湾大学土木工学学系コンピュータサポート工学助理教授、時代基金会第四期取締役、台湾大学国際企業学系及び情報管理学系兼任助理教授、マカオ科技大学客員研究員、清華大学科技法律研	專利分析及び検索システム、情報技術の法務及び知的財産権管理における応用、無線通信情報応用サービス、情報資訊管理システム、ナレッジマネジメント

		究所兼任助理教授を経て、 現在、政治大学知的財産研 究所兼任助理教授、碩網資 訊股份有限公司董事長	
--	--	--	--

1-3 台湾高等裁判所管轄区特約通訳名簿

改正日：2008年3月10日

●ポルトガル語

莊 聖妮 ポルトガル語通訳翻訳スタッフ

●タイ語

李 富菁 タイ国籍（中華民国身分証取得済み）

李 富芬 タイ国籍（中華民国身分証取得済み）

李 富芳 タイ国籍（中華民国身分証取得済み）

1-4 遠距離尋問

●「法院辦理智慧財產案件遠距訊問作業辦法（裁判所の知的財産案件遠距離尋問作業規則）」

2008年4月27日制定

第1条 本規則は「智慧財産案件審理法」（「知的財産案件審理法」）第3条第5項の規定により定める。

第2条 本規則にいう遠距離尋問とは、知的財産案件の当事者、代表人、代理人、弁護人、補佐人、証人、鑑定人又はその他の訴訟関係人の住居所、政府機関と知的財産案件係属裁判所との間に、音声及び映像を相互に伝送する科学技術設備があり直接審理できる場合、裁判所は申立てにより又は職権で当該設備を以って尋問を行うことができる。

裁判所は前項の遠距離尋問を行う前に、尋問を受ける側の客観的な環境を斟酌し、並びに当事者の意見を求めなければならない。

第3条 尋問を受ける者の住居所の政府機関又はその他の適当な場所に、遠距離尋問送受信設備を設置する場合、裁判所は当該機関又は場所の業務状況に合わせて処理することができる。

尋問を受ける者の住居所に遠距離尋問設備がない場合、裁判所は尋問を受ける者の所在地の裁判所、検察署の遠距離尋問設備を利用して尋問することが

できる。

第4条 裁判所は遠距離尋問を行う法廷に対し、業務状況により、時間を指定して遠距離尋問専用に使することができるが、30分を1単位時間として、1回の尋問ごとに最長2単位時間申請することができるが、必要であれば、尋問側機関の長又はその権限を受けた者の許可を受けて延長することができる。

第5条 裁判官は遠距離尋問を行う前に、書記官に権限を授けて、遠距離尋問日程調整システムを利用させることができ、尋問日の前日午後3時までに尋問を行う側を登記し、並びに尋問を受ける側の裁判所、政府機関、その他の場所及び尋問を受ける者に定刻どおりに尋問を受ける側に赴いて尋問に応じるよう通知する。

案件の事情により緊急に尋問しなければならない場合、前項規定の制限を受けなくてもよい。但し、尋問側の裁判所は前もって、尋問を受ける側の裁判所、検察署、政府機関又はその他の場所と調整しなければならない。

第1項の日程調整に係る登記は、登記順序の早い者が優先的に選択し、同一日の登記済みスケジュールが既にいっぱいである場合、当該日のスケジュールにつき登記を受理しない。

第6条 遠距離尋問手続き記録及びその他の文書は、尋問を受ける者が署名する必要がある場合、尋問側の裁判所が尋問を受ける側に送付し、尋問を受ける者が内容を確認して署名した後、記録をファクシミリ又はその他の科学技術設備を以って尋問側の裁判所に返送してから、原本を後送する。

遠距離尋問の尋問を受ける者が法により誓約書を作成する場合、尋問を受ける者又は尋問を受ける側の機関が結文をファクシミリ又はその他の科学技術設備を以って尋問を行う裁判官に返送してから、原本を後送する。

第7条 遠距離尋問終了後、証人、鑑定人は日当、旅費の請求書兼領収書をファクシミリ送信して、尋問側の裁判所に請求することができ、審査確認を経た後、尋問側の裁判所が証人、鑑定人に郵送する、或いはその金融機関口座に直接振り込む。

前項の日当、旅費について、証人、鑑定人が所在場所から尋問を受ける場所までで計算する。

第8条 尋問及び尋問を受ける側の裁判所又は機関は、法廷職員又は専任者を指定して、次に掲げる事項の責任を負わせなければならない。

1. 法廷の視聴覚設備の電源操作、保管及びメンテナンス。
2. 遠距離尋問日程調整システムを利用して法廷日程表を印刷し並びに法廷外に貼り出す。
3. 遠距離尋問を行う際に視聴覚設備の操作をサポートする。
4. 第6条の誓約書、尋問記録及びその他文書のファクシミリ送信及び1週間以内にその原本を尋問側に後送するなどに関する事項。
5. 第7条の証人、鑑定人の日当、旅費の領収書のファクシミリ送信などに関

するサポート事項。

6. 視聴覚設備の故障又はその他の原因により使用することができない場合、遠距離尋問日程調整システムに使用停止期間を明記し、並びに登記済みの裁判官又は書記官に通知する。

第9条 裁判所は前条の事項について責任を負う法廷職員又は専任者及びその代理人の氏名、職位、電話番号を司法院情報管理部署に書面で報告しなければならない。異動時も同様とする。

第10条 本規則に規定がない場合、「各級法院辦理民事事件遠距訊問作業辦法（各級裁判所の民事事件遠距離尋問作業規則）」、「刑事訴訟遠距訊問作業辦法（刑事訴訟遠距離尋問作業規則）」及び「法院刑事遠距訊問擴大作業要點（裁判所の刑事遠距離尋問擴大作業要點）」の規定を適用する。

第11条 本規則は、「智慧財産案件審理法」施行の日から施行する。

1-5 秘密保持命令

1-5-1 「辦理秘密保持命令作業要點（秘密保持命令處理作業要點）」

2008年4月22日制定

2008年7月1日施行

第1条 当事者が「智慧財産案件審理法」の規定により裁判所に対し秘密保持命令を發するよう申し立てた事件につき、裁判所が為さなければならない秘密保持措置を規範するため、本作業要點を特に制定する。

第2条 裁判所は秘密保持命令の事件を處理する際、法令に別に規定がある場合を除き、本作業要點により處理する。

第3条 營業秘密が記載された文書は、法廷でその場で提出される場合を除き、裁判所の文書受領發送部署に提出された場合、文書受領發送要員は提出人に当該文書に封をするよう求めなければならない、且つ本作業要點により處理しなければならない。

第4条 秘密保持命令の申立てが文書受領發送部署に提出された場合、文書受領發送要員は封をした箇所に異状がないかどうか詳細に検査しなければならない、もし異状があれば、その事由を明記しなければならない。秘密保持命令申立てに係る書状は開封してはならず、専用の登記簿に記載した後、各部署（科、室）の文書管理要員に送付して、各担当部署（股）の書記官に引き渡さなければならない、当該書記官は署名したうえで当該文書を受領しなければならない。

第5条 書記官は秘密保持命令申立書受領後、直ちに裁判官に送付して指示をあおいだ後、専用の封筒に入れて密封し、且つ封筒のおもてに担当部署（股）、本案の案件番号、案件事由、ページ数、件数、添付資料数を記し、日付を記して署名捺印した後、案件ごとに分けて、各部署（科、室）に送付しなければならない。

ならない。

第6条 秘密保持命令の申立ては、別途、案件ごとに分けて、且つ本案訴訟又は証拠保全事件を受理する担当部署（股）がそのファイルを処理し、当該ファイルはその他のファイルと色分けして管理しなければならない。

第7条 秘密保持命令に係るファイル証拠資料の管理は官庁の長が担当者を指定して保管させなければならない。取寄せて閲覧する際には、取寄せて閲覧し、確認して返却した者、時間、目的を明記して登記しなければならない。且つ、別途、セーフティ・ボックス又はその他、安全防護機能を具えた金属製の箱を準備し、安全な秘密鍵を取り付けて管理しなければならない。必要があれば監視システムを取り付けることができる。

前項の担当者の異動、離職時には、保管されているファイル証拠資料をリストアップし、1つ1つ点検して、職務を引き継ぐ担当者に引き渡さなければならない。

第8条 秘密保持命令協議会議につき、出席者は会議内容について秘密を保持しなければならないほか、会議資料を会場から持ち出してはならず、会議後、裁判所がその場で数を検めて回収しなければならない。

第9条 秘密保持命令事件の法廷録音は、法廷でその場でスペアコピーを作成して、当該スペアコピーをファイル内の証拠物袋に保管し、並びに書記官が密封、署名し且つ日付を記さなければならない。録音のスペアコピーを作成した後、原コンピュータ記録の内容及び録音は削除しなければならない。

第10条 秘密保持命令ファイルの取寄せ、書類閲覧、返却などのプロセスは、書記官自らが持ち運ぶか又は秘密保持箱に入れて送付する。

第11条 秘密保持命令を受けた当事者からファイル内文書の閲覧、抄録又は撮影の請求があった場合、書記官自らが処理しなければならない。秘密保持命令で開示又は使用が制限されている事項に詳細に目を通し、且つ直ちに担当裁判官に報告して、閲覧、抄録又は撮影の範囲を確認しなければならない。

秘密保持命令を受けていない当事者又は第三者からファイル内文書の閲覧、抄録、撮影の請求があった場合、書記官は直ちに秘密保持命令申立人に、14日以内に、閲覧、抄録、撮影に同意するか否か、確実に回答するよう通知しなければならない。書記官は、前項の期間内は、ファイル内文書を閲覧、抄録、撮影のために交付してはならない。

秘密保持命令申立人が第2項の通知を受けた日から14日以内に、閲覧、抄録又は撮影を請求した者に対して秘密保持命令を発するよう申し立てるとき、或いはその閲覧、抄録又は撮影を制限する又は許可しないよう申し立てるとき、書記官は、その申立てに係る裁定が確定するまで、ファイル内文書を交付してはならない。

第12条 営業秘密書類を返却するとき、書記官は書面記録を作成し、且つ申請人に交付し、申請人はその場で当該書面記録に署名し、返却しなければならない。

- 第 13 条 同一の裁判所が秘密保持命令ファイルを取り寄せるとき、ファイル利用申請書に必要事項を記入し、且つ当該事件担当裁判官の署名捺印、許可を受けた後、はじめてこれを取り寄せて閲覧することができる。
他の裁判所が秘密保持命令ファイルを取り寄せるとき、書面を提出しなければならない、当該事件担当裁判官の許可を受けた後、はじめてこれを取り寄せて閲覧することができる。
前2項のファイル利用申請書及び書面資料はいずれもファイルに添付しなければならない。
- 第 14 条 判決書類の校正は、書記官が自ら行い且つ決済印の管理場所に持参して押印しなければならない、印鑑の監督・管理要員もその内容を閲覧してはならない。
- 第 15 条 秘密保持命令を受けた者は自ら裁判所に出頭して命令を受領することを協議することができ、また代理人に特別に委任して裁判所に出頭させて受領することもできる。
- 第 16 条 秘密保持命令取消しの裁定が確定した後、申立人及び相手人のほか、その他、秘密保持命令を受けている者に、取消しの主旨を通知しなければならない。
- 第 17 条 許可されている秘密保持命令のファイルを返却するとき、もしファイルに営業秘密が付されているのであれば、担当者は返却専用封筒に入れて封をし、当該封をした箇所に返却日を記して署名捺印した後、ファイル管理部署に返却しなければならない。営業秘密の付されている秘密保持命令の裁定原本を返却するとき、前項の規定により処理しなければならない。
- 第 18 条 ファイル管理要員は許可されている秘密保持命令のファイル及び裁定原本を点検して受領するとき、封筒上に記載されている事項により確認することしかできず、開封してはならない。封筒上の記載に不備がある場合、返却して補正させなければならない。
- 第 19 条 ファイル及び裁定原本は、セーフティ・ボックス又はその他、安全防護機能を具えた箱に単独で保管し、安全な秘密鍵を取り付けて、ファイル管理部署の責任者又は専任者が管理しなければならない。
前項の管理要員の異動、離職時には、保管されているファイルをリストアップし、1つ1つ点検して、ファイル管理部署の責任者又は専任者に引き渡さなければならない。
第1項のファイル及び裁定原本の取寄せは、上記13.の規定により処理する。
- 第 20 条 秘密保持命令ファイル証拠及び裁定原本に洩れ、遺失、破損又はその他の差し迫った危険があるとき、直ちに官庁の長に報告し、適切に処理し且つ必要な保護措置を採らなければならない。
- 第 21 条 本要点は、「智慧財産案件審理法」施行の日から施行する。

1-5-2 「辦理秘密保持命令作業要点（秘密保持命令処理作業要点）」

2008年4月22日制定

2008年7月1日施行

秘密保持命令に関わる資料の秘密保持措置を規範し、当事者が営業秘密を提供することによって損害を被る可能性を低くするため、「智慧財産案件審理法」（「知的財産案件審理法」。以下「本法」という）は秘密保持命令制度を特に規定し、違反者に対し刑事制裁を科すことによって、営業秘密の保護にも配慮する。しかし、秘密保持命令申立に係るファイル文書資料につき、関連担当者が如何に秘密保持措置を採るべきであるのか、本法にはその細部について規定が設けられていない。そこで、秘密保持の遵守に資するべく、本作業要点を制定する。本作業要点は計21点から成り、その重点は以下のとおりである。

1. 本要点の制定目的及び法令の適用順序を明確に規定。（第1点、第2点）
2. 営業秘密に関わる文書は、法廷の場で提出される場合を除き、提出者に当該文書に封をするよう求めなければならない、及び、文書受領発送要員は申立書を受領後、これを開封してはならず、担当部署の書記官に引き渡し、当該書記官は署名したうえでこれを受領する。（第3点、第4点）
3. 秘密保持命令に係る案件は、専用の封筒に入れて密封し、案件ごとに分けて、本案訴訟又は証拠保全事件を受理する担当部署が処理する。（第5点、第6点）
4. 秘密保持命令のファイル証拠資料の保管は、官庁の長が「担当者」を指定して保管させなければならない、且つ別途セーフティ・ボックスを準備して、安全な秘密鍵をかけて保管しなければならない、及び、秘密保持命令協議会議の資料は、会議後、その場で数を検めて回収しなければならない。（第7点、第8点）
5. 秘密保持命令事件の法廷録音、法廷でその場で作成したスペアコピーは、ファイル内の証拠物の袋に保管して、書記官が署名し且つ日付を記し、原コンピュータ記録の内容及び録音は削除しなければならない。（第9点）
6. 秘密保持命令ファイルの取寄せ、書類閲覧、返却などは、書記官自らが持ち運ぶか又は秘密保持箱に入れて送付する。（第10点）
7. 秘密保持命令を受けた当事者から秘密保持命令事件に係る文書資料の閲覧、抄録又は撮影の請求があった場合、書記官自らが処理しなければならない、且つ裁判官に送付して、閲覧、抄録又は撮影の範囲を確認しなければならない、及び、秘密保持命令を受けていない当事者又は第三者から文書資料の閲覧、抄録又は撮影の請求があった場合、書記官は「智慧財産権案件審理法」第15条に規定される手続きにより処理しなければならない。（第11点）
8. 営業秘密書類を返却するとき、書記官は書面記録を作成し、且つ申請人に交付し、申請人はその場で当該書面記録に署名し、返却しなければならない。（第12点）

9. 同一の裁判所が秘密保持命令ファイルを取り寄せる際にはファイル利用申請書に必要事項を記入し、他の裁判所が取り寄せる際には書面を提出しなければならない、担当裁判官の許可を受けた後、はじめて取り寄せて閲覧することができる、及び、ファイル利用申請書及び書面資料はいずれもファイルに添付しなければならない。(第 13 点)
10. 秘密保持命令事件に関わる判決書類の校正は、書記官が自ら行い、且つ決済印の管理場所に持参し押印しなければならない、印鑑の監督・管理要員もその内容を閲覧してはならない。(第 14 点)
11. 秘密保持命令を受けた者は自ら又は代理人に特別に委任して裁判所に出頭して命令を受領することを協議することができる。(第 15 点)
12. 秘密保持命令の取消しは、申立人、相手人及びその他、秘密保持命令を受けている者に通知しなければならない。(第 16 点)
13. 秘密保持命令事件に係る営業秘密の付されているファイル文書及び裁定原本を返却するとき、担当者は返却専用封筒に入れて封をし、当該封をした箇所に返却日を記して署名捺印し、ファイル管理部署に返却しなければならない、及び、ファイル管理要員は封筒上の記載事項により確認することしかできず、開封してはならない、及び、封筒上の記載に不備がある場合、返却して補正させなければならない。(第 17 点、第 18 点)
14. 秘密保持命令ファイル及び裁定原本は、安全防護機能を具えた箱に単独で保管し、且つ専任者が管理しなければならない。(第 19 点)
15. ファイルに洩れ、遺失、破損又はその他の差し迫った危険があるとき、直ちに官庁の長に報告し、適切に処理し且つ必要な保護措置を採らなければならない。(第 20 点)

1-5-3 秘密保持命令の説明

Q. 秘密保持命令とは何か？ 審理法は、なぜこの制度を設けるのか？

A. 現行法中、訴訟中の当事者又は第三者の営業秘密の保護については、民事訴訟法第 195 条の 1、第 242 条第 3 項、第 344 条第 2 項、第 348 条及び営業秘密法第 14 条第 2 項などがあり、上記規定により、裁判所は、裁判を非公開とする、訴訟資料の閲覧を許可しない又は制限することができるが、知的財産訴訟において、最も秘密を保持しなければならない対象は通常、同業競争者であるもう一方の当事者であり、このとき、上記規定により裁判所は閲覧又は開示を許可しない又は制限することができる。しかし、もう一方の当事者の権利も同様に法律の保障を受けるため、訴訟資料が当事者又は第三者の営業秘密に属するという理由だけで、直ちにもう一方の当事者の弁論が妨害されるべきではなく、このとき、双方はそれらの権利・利益が抵触するといった状況におかれる。訴訟の促進及び営業秘密の保護のいずれにも配慮し、当事者が営業秘密を提供することによって損害を被る可能性を低くするため、審理法第 11 条～第

15 条に秘密保持命令制度に係る規定を特に設けた。

いわゆる秘密保持命令とは、証拠などの訴訟資料中に、もし営業秘密が含まれているとき、裁判所が営業秘密保有者からの申立てを受けて、当該営業秘密につき使用又は開示を禁止する命令を出すことを指す。審理法第 11 条第 1 項にはその要件が規定されており、当事者又は第三者がその保有する営業秘密につき、前記要件に該当することを釈明する場合、裁判所は当該当事者又は第三者の申立てにより、もう一方の当事者、代理人、補佐人又はその他、訴訟関係人に対し、秘密保持命令を出すことができる。その要件とは、

- 当事者の書面の内容にその営業秘密が記載され、或いは既に取り調べられ又は取り調べられるべき証拠がその営業秘密に及んでいる、
- 営業秘密が開示され、或いは当該訴訟進行以外の目的で使用されることにより、当事者又は第三者の当該営業秘密に基づく事業活動が妨害される虞があり、これを防ぐため、その開示又は使用を制限する必要がある、

の 2 点である。

但し、もう一方の当事者、代理人、補佐人又はその他訴訟関係人など秘密保持命令を受けた者が、秘密保持命令申立て前に、既にその他のルートにより当該営業秘密を取得又は保有している場合、秘密保持命令制度の主旨（即ち、営業秘密の保持を図ることによって、営業秘密保有者が訴訟において資料を提出することを奨励し、営業秘密保有者に裁判所が適正な判決を下すことができるよう協力させること）とは無関係であり、且つ、かかる状況下で、既に秘密を保有する者が当該営業秘密を利用するのを制限するのは理に適わない。したがって、審理法第 11 条第 2 項には、かかる状況には秘密保持命令規定を適用しない旨の明文規定が置かれている。

また、秘密保持命令を発することを許可する裁判所の裁定につき、審理法第 11 条第 3 項には、その効力、即ち、秘密保持命令を受けた者は当該営業秘密について、当該訴訟以外の目的を実施するためにこれを使用することはできず、或いは秘密保持命令を受けていない者に対し開示することはできない旨、規定されている。

Q. 秘密保持命令の申立てはどのように行うのか？ 秘密保持命令を受けた者が命令中に規定されている事項に違反した場合、どのような法律責任を負わなければならないのか？

A. 秘密保持命令の申立ては、審理法第 12 条の規定によれば、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 秘密保持命令を受けるべき者、
- 保護命令を受けるべき営業秘密、
- 同法第 11 条第 1 項に該当する各号事由、即ち、次に掲げる状況に該当することを釈明する。

(1) 当事者の書面の内容にその営業秘密が記載され、或いは既に取り調べられ又

- は取り調べられるべき証拠がその営業秘密に及んでいる、
- (2) 営業秘密が開示され、或いは当該訴訟進行以外の目的で使用されることにより、当事者又は第三者の当該営業秘密に基づく事業活動が妨害される虞があり、これを防ぐため、その開示又は使用を制限する必要がある、など。

秘密保持命令を受けた者が命令中に規定されている事項に違反して、訴訟進行以外の目的での使用を実施し、或いは秘密保持命令を受けていない者に開示した場合、審理法第 35 条第 1 項の規定により、3 年以下の懲役、拘留、又は NT\$100,000 以下の罰金に処する又は併処することができる。但し、秘密保持命令で保護するものは、法廷を軽視することを除き、営業秘密保有者の個人的な法益にも関わるため、その刑事訴追は当事者の意思が尊重され、同条第 2 項には、本項の罪は告訴を以って論じなければならない、と明確に規定されている。

秘密保持命令に違反した者が法人の責任者、法人又は自然人の代理人、雇用を受けた者又はその他の従業員であり、業務執行により秘密保持命令に違反する罪を犯した場合、審理法第 36 条第 1 項の両罰規定を採用し、上記規定により行為者を処罰する以外に、当該法人又は自然人にも前条第 1 項に定める罰金を科す。また、告訴を以って論じる罪(即ち親告罪)であるため、もし営業秘密保有者が告訴を取消す場合、告訴不可分の原則に基づき、同条第 2 項には別に、行為者に対して告訴し又は告訴を取消す場合、その効力は法人又は自然人に及び、法人又は自然人に対して告訴し又は告訴を取消す場合、その効力は行為者に及ぶ旨、規定されている。

Q. 知的財産裁判所は、秘密保持命令で保護することが許可された資料を、どのように処理するのか？

A. 司法院は秘密保持命令新制度の実施に対応するため、「法院辦理秘密保持命令作業要点(裁判所秘密保持命令処理作業要点)」(全条文は、附録 7 を参照されたい)を特に制定し、裁判所が当事者から秘密保持命令を出すよう求める申立てを受けた場合、当該申立てを受けた事件を裁判所が処理する際の注意事項を規定している。原則として申立時から、全ての書類はいずれも密封方式で処理しなければならない、担当裁判官、書記官などしか関連訴訟の訴訟資料に接触することができず、その他、裁判所の職員はこれらの資料を開封又は閲覧してはならない。

Q. 裁判所が当事者から秘密保持命令を出すよう求める申立てを受けた場合、もともと進行中の案件は、どのように処理するのか？

A. 当事者又は第三者の営業秘密に関わる秘密保持命令申立て事件は、該当資料を訴訟事件において相手側又は訴訟代理人に開示することができるか否かなどの問題であり、裁判所は先に処理しなければならない、審理細則第 24 条には「秘密保持命令の申立てに関して、裁判所は、確定の裁定前に、本案訴訟の当該営業秘密に関する部分の審理を一時的に停止することができる」旨が特に規定されている。

1-6 義務弁護

1-6-1 義務弁護弁護士名簿

知的財産裁判所にて作成中。

1-6-2 義務弁護の説明

1-6-2-1 義務弁護案件

刑事訴訟新制度は元来の「職権主義」を「改良式当事者進行主義」に調整し、被告は訴訟地位上、決して平等ではなく、強力且つ有力な弁護人がその権益を保障し、刑事訴訟の正当なプロセスを実現しなければならないことを考慮し、日本の刑事訴訟法における「国選弁護人」制度の趣旨及び現行の「公設辯護人条例(公設弁護人条例)」、「弁護士法(弁護士法)」の関連規定を参考にして、強制弁護案件 2 本立て制を採用し、元来の刑事訴訟法第 31 条第 1 項に、裁判所は弁護士を指定して被告の弁護をさせることができ、且つ低収入家庭の被告も公設弁護人又は弁護士を指定するよう裁判所に請求することができる旨の規定を追加した。弁護士が裁判所による弁護人指定を受け入れることは、決して契約関係に基づくものではなく、弁護士の社会的責任及び法律規定に基づくものであり、これらの弁護案件は通常、「義務弁護案件」という。

1-6-2-2 裁判所が公設弁護人又は弁護士を指定して被告の弁護をさせる案件

- (1) 裁判所が必ず公設弁護人又は弁護士を指定して被告の弁護をさせなければならない情況
被告の関わる案件が、もし以下に掲げる情況に属し、且つ被告自らは弁護士に弁護を依頼していない場合、裁判所は公設弁護人又は弁護士を指定して被告の弁護をさせなければならない。
 - 1) 最も軽い法定刑が 3 年以上の懲役刑である。
 - 2) 高等裁判所が第一審を管轄する案件。
 - 3) 被告自身が知的障害のために案事情を完全に陳述することができない。
- (2) 公設弁護人又は弁護士を指定して被告の弁護をさせるよう裁判所に請求することができる情況
その他、裁判案件の被告が、もし「社会救助法」に規定される低収入家庭であり、且つ弁護士に弁護を依頼していないときにも、公設弁護人又は弁護士を指定して被告の弁護をさせるよう裁判所に要求することができる。
- (3) 裁判官が案件に必要であると認めるときにも、自発的に公設弁護人又は弁護士を指定して被告の弁護をさせることができる。

1-6-2-3 協議手続きを進めるとき、被告に弁護人がおらず、裁判所が公設弁護人又は 弁護士を弁護人に指定して協議進行に協力させる情況

協議手続きを進めるとき、被告の代理人、弁護人は全て協議に参加することができる。もし被告が受け入れるつもりであることを表明している刑罰が懲役6ヶ月以上であり、且つ執行猶予の合意がなく、しかも弁護人を選任していないとき、裁判所は被告のために公設弁護人又は弁護士を弁護人として指定し、協議進行に協力させることによって、被告の権益を保障する。

1-6-2-4 裁判所が弁護士を指定して被告の弁護をさせる又は協議進行に協力させる案 件につき、その弁護士報酬を被告が負担する必要はない

弁護士を指定して被告の弁護をさせる又は協議進行に協力させる案件の弁護士報酬は、各裁判所が、本院の定める「義務弁護弁護士の報酬支給基準」に基づいて支給するものとし、被告が負担する必要はない。

1-6-2-5 被告がもし「財団法人法律扶助基金会（以下、「基金会」と略称する）」に 申請を提出するのであれば、裁判所は被告の申請提出に協力する

刑事事件は弁護士強制弁護制度を採用しておらず、検察官によって起訴された後、被告がもし法律の専門知識を具えていないのであれば、双方の法廷における防御攻撃は武器対等原則に反するため、国民の訴訟権を剥奪し、国民の司法に対する信頼を損なうことになる。法律扶助案件は、即ち、上記制度の欠陥を補充するものであり、基金会が各地の弁護士会の力を結集して、資力のない被告に対して刑事訴訟の弁護を提供する。被告がもし「法律扶助法」に依り基金会に申請を提出するのであれば、裁判所は必ず必要な協力を提供しなければならない。

1-7 臨時開廷

1-7-1 「智慧財産法院臨時開庭辦法（知的財産裁判所臨時開庭規則）」

2008年4月7日制定

2008年7月1日施行

第1条 本規則は「智慧財産法院組織法」第31条第2項の規定により制定する。

第2条 本規則にいう臨時開廷とは、知的財産裁判所が定期的又は不定期に管轄区域内において、自らが所有する事務所を利用して又はその他、裁判所（以下、「貸出し機関」という）の事務所を借用して開廷し、法により知的財産裁判所が管轄しなければならない知的財産案件を受理することを指す。

知的財産裁判所の支部が臨時開廷の必要を有するとき、本規則の規定を準用する。

第3条 臨時開廷期間に必要となる、裁判、庶務処理要員は、状況に応じて貸出し機

関の関連要員が兼務することを協議することができるほか、知的財産裁判所
所長が当該裁判所の現有の構成定員につき統一的に転換配置しなければならない。

第4条 臨時開廷期間に必要な通知書、召喚状、逮捕状、拘留状、捜査令状、収容状、
鑑定留置状、出廷命令書、再拘留状、歸案証明書又はその他、定形公文書用
紙は、知的財産裁判所が押印して送付し、必要時に備えて準備する。

前項の押印済み用紙は、使用前にまず番号をふっておかなければならず、使
用時には使用記録簿に登録しなければならず、知的財産裁判所所長が専任者
を指定して調査確認の責任を負わせる。

第5条 臨時開廷期間に受領しなければならない法定費用につき、知的財産裁判所は
貸出し機関に委任して代理でこれを徴収させ且つ公庫に払い込ませてから、
貸出し機関が前記受領金の領収書及び収入彙計單、納付書などを知的財産裁
判所に引き渡し、知的財産裁判所が入帳することができる。

第6条 本規則に規定されていない事項は、知的財産裁判所処務規定及びその他、関
連する法令規定により処理する。

第7条 本規則は「知的財産裁判所組織法」施行の日から施行する。

1-7-2 「智慧財産法院臨時開庭辦法（知的財産裁判所臨時開廷規則）」

[http://210.69.124.203/ipr_internet/index2.php?option=com_content&task=view
&id=34&pop=1&page=0&Itemid=322](http://210.69.124.203/ipr_internet/index2.php?option=com_content&task=view&id=34&pop=1&page=0&Itemid=322)

2008年4月7日制定

2008年7月1日施行

民衆が知的財産裁判所を使用する便宜を図るため、2007年3月28日に制定、公
布された「智慧財産法院組織法」第31条の「知的財産裁判所は、必要時には、管轄
区域内において場所を指定して臨時に開廷することができる。（第1項）／前項の臨
時開廷の方法は司法院が定める。（第2項）」旨の規定により、計7条からなる「智
慧財産法院臨時開庭辦法（知的財産裁判所臨時開廷規則）」を制定し、その制定要点
は次のとおりである。

1. 知的財産裁判所は定期的又は不定期に管轄区域内において、自らが所有する事務
所を利用して又はその他、裁判所の事務所を借用して開廷し、知的財産案件を受
理することができる。知的財産裁判所の支部が臨時開廷の必要を有するとき、本
規則の規定を準用する。（第2条）
2. 臨時開廷期間につき、審判及び行政要員に関する転換・配置は、知的財産裁判所
所長が統一的に転換・配置し、且つ状況に応じて貸出し機関の要員が兼務するこ
とを協議することができる。（第3条）
3. 臨時開廷期間の、各種定形公文書用紙の使用及び調査確認。（第4条）

4. 臨時開廷期間の、各項法定費用の受領作業。(第5条)
5. 本規則に規定されていない事項は、知的財産裁判所処務規定及びその他、関連する法令規定により処理する。(第6条)
6. 本規則の施行日。(第7条)

2. 智慧財産案件訴訟制度の解説

2-1 案件管轄

2-1-1 知的財産案件の管轄 — 経過措置

審理法第 37 条第 1 項には「本法施行前に地方裁判所及び高等裁判所にすでに係属している知的財産民事事件につき、その裁判所の管轄及び審理手続きは、次に掲げる規定による。

- その進行程度に応じて、当該裁判所が本法に定める手続きによりこれを終結し、すでに法定手続きにより行われた訴訟手続きについては、その効力は影響を受けないものとする。
- 地方裁判所が行った裁判が、上訴又は抗告され、そのファイル内文書がまだ上訴又は抗告裁判所に送付されていない場合、知的財産第二審裁判所に送付しなければならない。」

と規定されている。

これによれば、審理法施行前にすでに各裁判所に係属しているものの、まだ終結していない知的財産民事事件は、原受理裁判所が継続して審理法に規定される手続きにより終結し、すでに為された裁判が上訴又は抗告されている場合には知的財産裁判所に送付する。

Q. すでに各地方裁判所の簡易法廷に係属している知的財産民事簡易訴訟手続き事件又は小額訴訟手続き事件は、審理法施行後、現有の事件の処理はどうなるか？

A. 審理法第 6 条には、民事訴訟法第二編第三章、第四章の簡易訴訟手続き及び小額訴訟手続き規定は、知的財産の民事訴訟に適用しないものとする、と規定されている。即ち、知的財産民事訴訟事件には、訴訟対象の金額又は価額の区別なく、一律、民事通常訴訟手続きが適用される。それでは、審理法施行前、すでに各地方裁判所の簡易法廷に係属している知的財産民事簡易訴訟手続き事件又は小額訴訟手続き事件は、新法施行後、どのように処理すべきであるのか？

「管轄権恒定の原則」及び「新手順に従って作業を行う原則」に基づき、審理法第 37 条第 1 項には、新法施行前にすでに各地方裁判所が管轄する第一審簡易訴訟手続き及び小額訴訟手続きに係属している民事事件については、各係属裁判所の裁判官が、審理法に定める通常訴訟手続きの規定により、当該案件を終結する旨明確に規定されている。司法院（※台湾の最高司法機関だが、最終司法判断を下す機関としては最高裁判所や最高行政裁判所があるため、司法行政機関としての性格が強い）は審理法第 38 条の授權規定により、別途、施行細則を制定し、すでに係属している知的財産民事事件について、さらに、次のように規定している。

審理法施行前にすでに地方裁判所第一審簡易訴訟手続き及び第一審小額訴訟手続きに係属している知的財産民事事件は、本法施行後、本法に定める訴訟手続きに

よる審理に改めるよう裁定しなければならず、且つ原裁判官が継続して審理する。
(施行細則第2条第1項参照)。

審理法施行前にすでに地方裁判所第一審簡易訴訟手続き及び第一審小額訴訟手続きに係属している知的財産民事事件が、判決後に上訴又は抗告され、本法施行後、そのファイル文書が上訴又は抗告裁判所にまだ送達されていない場合、第二審知的財産裁判所に送達されなければならない(施行細則第3条を参照)。

審理法施行前にすでに最高裁判所又は最高行政裁判所に係属している知的財産民事事件、或いは、本法施行後、高等裁判所の判決に不服で上訴した知的財産民事事件が、最高裁判所によってその原判決が廃棄された場合、各最終審裁判所が自ら裁判を行う場合を除き、知的財産裁判所に移送しなければならない(施行細則第5条第1項を参照)。

Q. すでに各地方裁判所民事法廷に係属している知的財産民事第二審簡易訴訟手続き事件或いは第二審小額訴訟手続き事件は、審理法施行後、現有の事件の処理はどうなるか?

A. すでに述べたように、審理法には、知的財産民事訴訟事件には、訴訟対象の金額又は価額の区別なく、一律、民事通常訴訟手続きが適用される旨規定されている。これに対して、審理法施行前、すでに各地方裁判所民事法廷に係属している知的財産民事第二審簡易訴訟手続き又は第二審小額訴訟手続き事件は、「管轄権恒定の原則」及び「新手順に従って作業を行う原則」に基づき、且つ審理法第37条第1項規定の主旨を斟酌して、施行細則第2条第2項には「本法施行前にすでに地方裁判所第二審簡易訴訟手続き又は第二審小額訴訟手続きに係属している知的財産民事事件は、本法施行後、原裁判所が本法に定める第二審手続きによりこれを終結しなければならない」と規定されている。

Q. すでに各裁判所に係属している知的財産刑事附帯民事訴訟は、審理法施行後、現有の案件はどのように処理するのか?

A. 「管轄権恒定の原則」及び「新手順に従って作業を行う原則」に基づいて、手続きの労力及び費用を節約するため、審理法第37条第2項には「第23条の案件及びその附帯民事訴訟が、本法施行前に、すでに各級裁判所に係属している場合、以後の訴訟手続きは、各係属裁判所が、本法の規定により、これを終結しなければならない。但し、本法施行前にすでに法定手続きにより行われた訴訟手続きについては、その効力は影響を受けないものとする」と明確に規定されており、この規定により、審理法施行前にすでに各級裁判所に係属している知的財産刑事事件及びその附帯民事訴訟は、当該法施行後、直ちに審理法の規定により終結するよう改められる。但し、法的安定性に基づき、当該法施行前にすでに法定手続きにより行われた

訴訟手続きについては、その効力は影響を受けない。

Q. すでに高等行政裁判所に係属している知的財産行政訴訟事件は、審理法施行後、現有の案件は如何に処理するのか？

A. 審理法第37条第3項には「本法施行前、すでに高等行政裁判所に係属している知的財産行政訴訟事件は、その進行程度に応じて、当該裁判所が本法に定める手続きによりこれを終結する。そのすでに行われた手続きは、その効力を失わない」と規定されている。したがって、審理法施行後、すでに高等行政裁判所に係属している原知的財産行政訴訟事件は、「新手順に従って作業を行う原則」により、当該裁判所が審理法第1章総則、第4章行政訴訟に定められている手続きにより終結しなければならない。但し、審理法施行前にすでに法定手続きにより行われた訴訟手続きは、その効力は影響を受けない。

Q. 審理法施行前にすでに仮差押、仮処分又は暫定状態を定める処分が許可されている案件につき、その取消しの申立ては原裁判所に対して為すべきか？ 或いは知的財産裁判所に対して為すべきか？

A. 知的財産保全手続き中の暫定状態の処分は、その審理が本案の法律関係の存在及び保全の必要性の斟酌にかかわり、知的財産訴訟実務において特に重要性を具える。処分における要件の審理に要求された厳密性は、すでに本案訴訟に近く、当然、知的財産本案訴訟とその管轄裁判所を異にすべきではない。したがって、審理法第22条第1項には、本案訴訟係属前又は係属後の知的財産民事保全手続き事件の区別なく、原則として、知的財産裁判所による管轄に統一する旨明確に規定されている。

Q. 本法の公布、施行前に、もともと民事訴訟法の規定によりすでに許可されていた仮差押、仮処分又は暫定状態を定める処分につき、その債務人が原裁定の取消しを申し立てる事件は、原裁判所又は知的財産裁判のいずれに対してこれを為すべきか？ また、それには審理法の規定を適用すべきか否か？

A. 民事訴訟法第529条第4項には、債権人が、期限内に訴えを提起するよう命じられたにもかかわらず、期限内に訴えを提起しなかった場合、債務人は、仮差押を命じた裁判所に仮差押の裁定を取り消すよう申し立てることができる、と規定されている。また、仮差押の理由が消滅し又は債権人が本案敗訴判決の確定を受け又は仮差押を命じる事情が変更し、債務人が仮差押の裁定の取消しを申し立てる場合、本案の訴えが提起される前に、仮差押を命じた裁判所に対してこれを為さなければならない、もし本案がすでに係属している場合には、本案裁判所に対してこれを為す旨、民事訴訟法第530条第4項にも明文規定が置かれており、且つ同法第533条、第538条の4の規定により、仮処分及び暫定状態を定める処分にもこれが準用されるため、審理法は民事訴訟法の上記規定につき適用を排除していない。したがって、

本法の公布、施行前にすでに確定している仮差押、仮処分及び暫定状態を定める処分につき、債務人が取消しを申し立てる場合、起訴前であれば、仮差押（処分）を命じた原裁判所に対してこれを為さなければならないが、もし本案訴訟がすでに知的財産裁判所に対して訴えが提起されているのであれば、民事訴訟法第 530 条第 4 項後段の規定により、知的財産裁判所に対して取消しを申し立てなければならない。

しかし、暫定状態を定める処分において、処分を命じた原裁判所又は知的財産裁判所のいずれに対して取消しを申し立てるかを問わず、その民事訴訟法により為された保全手続きは審理法施行時にはすでに執行されており、もし審理法の規定が適用されるのであれば、明らかに、裁定の確定によって形成された権利状態について、当事者の予期していなかった実質的な変更が生じることとなり、信頼保護に反するため、民事訴訟法施行法第 4 条の 2、第 4 条の 3 の法理を参酌し、施行細則第 6 条には、その取消しの申立てには民事訴訟法の規定が適用されなければならない旨明確に規定されており、したがって、民事訴訟法第 529 条、第 530 条に定める要件を具えなければ、取消し処分を許可することはできず、また、その取消しの効果にも民事訴訟法第 531 条の規定が適用される。

Q. 審理法施行前にすでに中止の裁定が下されている知的財産民事又は刑事訴訟手続きにつき、当該法施行後、停止されていた原訴訟手続きはどのように処理するのか？

A. 現行の専利法（※日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）第 90 条第 1 項（第 108 条、第 129 条第 1 項に準用）、商標法第 49 条（第 56 条、第 80 条に準用）、植物品種及び種苗法第 42 条、民事訴訟法第 182 条、刑事訴訟法第 297 条及び行政訴訟法第 12 条はいずれも訴訟手続き中止に係る規定である。そのうち特に行政訴訟法第 12 条に規定されている法律効果が最も強く、当該条文には、民事又は刑事訴訟の判決が、行政処分の無効又は違法であるか否かを根拠とする場合、行政訴訟手続きによりこれを確定しなければならない旨規定されている。もし行政訴訟手続きがすでに開始されている場合、その手続きが確定する前であれば、民事又は刑事裁判所はその裁判手続きを中止しなければならない。知的財産裁判所設立の目的の 1 つは、現在、民事・刑事訴訟と行政訴訟制度が 2 本立てで行われているため、訴訟手続き中止の裁定によって生じる訴訟延滞問題を解決することにある。

審理法第 16 条第 1 項、第 30 条には、当事者が知的財産権に取消し又は無効すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならない旨、上記関連法律の訴訟手続き中止に関する規定を適用しない旨の明文規定が置かれている。しかし、審理法施行前にすでに各裁判所に係属している知的財産民事、刑事事件、並びにすでに関連規定により訴訟手続き中止の裁定が下されているものは、新法施行後、どのように処理すべきか？

施行細則第7条には「本法施行前に裁判所に係属している知的財産民事訴訟につき、当事者が知的財産権に取消し又は無効すべき理由があると主張又は抗弁したため、裁判所が行政訴訟法、商標法、専利法、植物品種及び種苗法或いはその他の法律の規定により、訴訟手続き中止の裁定を下した場合、請求により又は職権で訴訟中止を取り消す裁定を下すことができ、本法に定める手続きにより、訴訟を続行する（第1項）。本法施行前に裁判所に係属している知的財産刑事訴訟につき、当事者が知的財産権に取消し又は無効すべき理由があると主張又は抗弁したため、裁判所が行政訴訟法、商標法、専利法、植物品種及び種苗法或いはその他の法律の規定により、訴訟手続き中止の裁定を下した場合、その裁判中止理由は消滅する（第2項）」。

言い換えると、審理法施行前にすでに裁判所に係属し且つ法により中止の裁定が下されている民事、刑事訴訟手続きは、上記規定により回復され、進行されなければならない、並びに原審担当裁判官が新法によりこの審理を終結する。

Q. 司法院が「智慧財産法院組織法」（「知的財産裁判所組織法」）第3条第4号により命令を出し、知的財産裁判所の管轄する案件を指定した後、指定前にすでにその他の裁判所に係属している当該類似民事、行政訴訟事件はどのように処理すべきか？

A. 組織法第3条第4号の規定により、司法院は特定の訴訟案件を、知的財産裁判所管轄に指定することができ、この授權規定に基づき、司法院は次に掲げる案件を知的財産裁判所管轄に指定する。

民事事件

- (1) 知的財産権の権利を不当に行使することによって生じた損害賠償紛争事件。
- (2) 当事者が単一又は複数の訴訟対象を主張し、その主要な部分が知的財産権に関連し、同一の原因、事実に基づくものであるため分割すべきでないもの。

行政訴訟事件

- (1) 知的財産権を不当に行使して公正な競争を妨げることによって生じた行政訴訟事件。
- (2) 税関が「海関緝私条例」（「税関密輸取締条例」）第39条の1の規定により、輸出入行為者の知的財産権対象物侵害について下した行政処分に対し、提起された行政訴訟事件。

この項の「知的財産裁判所の管轄に指定する」との規定は、その他の訴訟法では見られないものである。ある案件がすでに普通裁判所又は行政裁判所に係属しているとき、訴訟において、当該類似案件が司法院により命令を以って、知的財産裁判所管轄に帰属すべきと指定された場合、審理法第37条第1項、第3項に定める「本法施行前」にすでに地方裁判所及び高等裁判所に係属している知的財産民事事件或

いはすでに高等行政裁判所に係属している知的財産行政訴訟事件とは異なり、審理法第37条第1項第1号、第2号の規定を直接適用して、当然、原係属裁判所が審理法に定める手続きにより継続して進行しなければならないと認めることはできない。且つ、組織法第3条第4号には、その他、司法院により指定される知的財産裁判所が管轄する案件につき、司法院がどのように指定すべきかについて、制限が設けられておらず、したがって、司法院が命令を以って、知的財産裁判所が管轄する案件の種類を指定するときにも、特定の時期に係属を開始した特定の種類の場合であれば知的財産裁判所管轄に属すと限定できないわけではなく、限定された期間前にすでに係属している民事、行政訴訟事件については、当然、影響を生じない。

もし司法院が命令を以って、知的財産裁判所が管轄する案件の種類を指定するとき、その係属の時期が限定されていないにも関わらず、命令が発効するとき、すでに普通裁判所又は行政裁判所に係属している訴訟事件には、審理法第37条第1項第1号、第2号及び施行細則の各関連規定が適用され、処理されると類推しなければならない。

2-1-2 知的財産案件の管轄—受理案件

Q. 「智慧財産法院組織法」（「知的財産裁判所組織法」）第3条の規定に基づき、知的財産裁判所が掌理する知的財産に関する民事訴訟、刑事訴訟及び行政訴訟の審判事務の管轄範囲は？

A. 各訴訟事件の管轄範囲は、以下のとおり。

民事訴訟事件

専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、或いは「公平交易法」（日本の不正競争防止法、独占禁止法の要素が含まれている）により保護される知的財産権に関して生じた第一審及び第二審民事訴訟事件

刑事訴訟案件

刑法第253条から第255条、第317条、第318条の罪、又は商標法、著作権法、公平交易法第20条第1項に関する第35条第1項及び第19条第5号に関する第36条に違反する案件で、地方裁判所の通常、簡易裁判又は協議手続きによる第一審判決を不服とし、上訴又は抗告する刑事事件。但し、少年刑事事件は除外する。

行政訴訟事件

専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平交易法にかかわる知的財産権によって生じた第一審行政訴訟事件及び強制執行事件。

指定管轄案件

その他、法律により規定される又は司法院により指定される知的財産裁判所が管轄する案件。

2-1-3 知的財産案件の管轄—刑事訴訟事件管轄

Q. 知的財産第一審刑事事件は、どの裁判所が管轄するのか？ それほどの裁判所に対して上訴又は抗告を提起すべきか？

A. 知的財産刑事事件には次に掲げる案件が含まれる。

(1) 組織法第3条第2号に定める案件

①刑法第253条の商標、商号を偽造又は模造する罪、第254条の商標、商号を偽造又は模造する貨物を販売、陳列、輸入する罪、第255条の商品に虚偽の標記をし、且つ当該商品を販売、陳列、輸入する罪。

②刑法第317条の業務上知り得た商工業上の秘密を漏洩する罪、第318条の職務上知り得た商工業上の秘密を漏洩する罪。

③商標法、著作権法の規定に違反して犯した罪。

④公平交易法第35条第1項の第20条第1項に関する模倣行為に係る罪及び第36条の第19条第5号に関する不正な方法を以って他の事業者の秘密を入手し公正競争を妨害する罪。

(2) 組織法第3条第4号に定める、その他、法律により規定される又は司法院により指定される知的財産裁判所が管轄する案件。

検察官が知的財産犯罪を手近に捜査、訴追し且つ各地方裁判所に対し捜索状の交付を請求又は被告の拘留を請求する便宜を図るため、並びに地方裁判所が機を逸せず調査、裁定することができるよう、調査・捜査事務及び第一審裁判業務は、地方裁判所検察署検察官及び管轄地方裁判所がそれぞれ行うのが望ましい。審理法第23条には、組織法第3条第2号に列記される知的財産犯罪の起訴は、管轄の地方裁判所に対し行わなければならない、検察官の申立てにより簡易判決によって刑に処する場合も同様とする旨、明確に規定されている。言い換えれば、前述の知的財産犯罪の刑事第一審案件は、各地方裁判所が管轄する。

Q. 地方裁判所の上記知的財産犯罪刑事事件についての第一審判決に不服である場合、どの裁判所に対して上訴又は抗告を提起すべきか？

A. 審理法第 25 条第 1 項の規定によれば、地方裁判所が通常、簡易裁判又は協議手続きにより下した第一審判決に不服である場合、少年刑事事件を除き、管轄の知的財産裁判所に対し上訴又は抗告を提起しなければならない。もし地方裁判所が簡易手続きにより下した第一審判決に不服である場合には、刑事訴訟法第 455 条の 1 の規定により、管轄の第二審地方裁判所合議法廷に上訴又は抗告しなければならない。刑事自訴手続きには、簡易手続き規定が適用されず、且つ特別な規定がある場合を除き、公訴に関する規定が準用されるため、そこで示されている知的財産刑事事件の第一、二審管轄規定は、自訴案件にも適用される。

Q. 第一審地方裁判所が刑事簡易手続きにより組織法第 3 条第 2 号に掲げる知的財産犯罪であると認めて下した判決につき、その上訴又は抗告はどの裁判所に対して為すべきか？

A. 組織法第 3 条第 2 号、審理法第 25 条第 1 項の規定によれば、少年刑事事件を除き、列挙される知的財産犯罪について地方裁判所が通常、簡易裁判又は協議手続きにより下した第一審判決に不服で上訴又は抗告する場合に、はじめて知的財産裁判所に対してこれを為す。

刑事訴訟法第 449 条には「第一審裁判所が、被告人の調査中の自白又はその他の現存の証拠により、すでにその犯罪を認定するに足る場合、検察官の請求により、通常の裁判手続きを経ずに、直接、簡易判決を以って刑に処することができる。但し、必要のあるとき、刑に処す前に被告人に尋問しなければならない（第 1 項）。前項案件は検察官が通常の手続きにより起訴し、被告人が犯罪を自白し、裁判所が簡易判決を以って刑に処すことが適当であると認める場合、通常の裁判手続きを経ずに、直接、簡易判決を以って刑に処すことができる（第 2 項）。前 2 項の規定により科す刑は、執行猶予付きの懲役刑又は罰金刑に代えることができる懲役刑、及び拘留刑若しくは罰金の場合に限られる（第 3 項）」と規定されている。また、簡易手続きにより下された判決に不服で上訴又は抗告する場合、刑事訴訟法第 455 条の 1 の第 1 項及び第 4 項の規定によれば、管轄の第二審地方裁判所合議法廷においてこれを行わなければならない。

したがって、第一審地方裁判所が簡易手続きにより組織法第 3 条第 2 号に掲げる知的財産犯罪であると認めて下した判決につき、不服である場合には、審理法第 1 条、刑事訴訟法第 455 条の 1 の第 1 項、第 4 項の規定により、管轄の第二審地方裁判所合議法廷に上訴又は抗告しなければならない。

Q. 一行為者が知的財産犯罪とその他の刑事犯罪などの複数の罪が互いに関連する事件を起こし、且つそれが犯したその他の刑事事件が比較的重い罪であるとき、その上訴はどのように処理すべきか？

A. 一行為者が審理法第 23 条に記される知的財産犯罪とその他の刑事犯罪を行い、且つ刑事訴訟法第 7 条第 1 号に定める、一人に関連する関係を有する複数の罪を犯し、地方裁判所が併せて判決を下し、並びに併せて上訴又は抗告する場合、知的財産案件は高い専門性を具えるため、且つ、被告人が異なる裁判所に訴えなければならないことに係る負担及び同一の被告人が犯した複数の罪を異なる裁判所が判決を下して執行すべき刑を別々に定めなければならない。これに係る社会的コストを省くため、原則として、もとより審理法第 25 条第 2 項前段の規定によれば、知的財産裁判が併せて裁判しなければならない。但し、もし行為者の犯したその他の刑事犯罪が比較的重い罪で、且つ案件の状況が複雑である場合、審理期間が比較的長いいため、結局のところ、高等裁判所が審理すべきか、又は知的財産裁判所が審理すべきか、疑問が残るかもしれない。

審理法第 25 条第 2 項には「第 23 条の案件と刑事訴訟法第 7 条第 1 号に定める互いに関連する関係を有するその他の刑事事件は、地方裁判所が併せて判決を下し、並びに併せて上訴又は抗告する場合も同様とする（即ち、知的財産裁判所に対して上訴又は抗告する）。但し、その他の刑事事件が比較的重い罪で、且つ案件の状況が複雑である場合、知的財産裁判所は、当該管轄高等裁判所に併せて移送して裁判させる旨の裁定を下すことができる」と明確に規定されており、したがって、前記の互いに関連する関係を有する案件の上訴又は抗告は、知的財産裁判所が関連する状況を斟酌した後、もし、高等裁判所が併せて裁判したほうが妥当な終結という目標を達成することができるかと認めるのであれば、当該管轄高等裁判所又は当事者の意見を求めずに、直接、審理法第 25 条第 2 項但し書の規定により、互いに関連する関係を有する案件を併せて当該管轄高等裁判所に移送して裁判させる旨の裁定を下すことができる。

しかし、同条第 3 項の規定によれば、この移送の裁定に不服である場合、別に規定（たとえば、刑事訴訟法第 405 条の抗告できない状況を定めた制限規定）がある場合を除き、抗告することができる。また、この項の裁定が確定したとき、移送を受ける裁判所はその拘束を受けなければならない、再度移送することはできない。

Q. 知的財産刑事事件の附帯民事訴訟は、刑事法廷が自ら判決を下すのか、或いは民事法廷に移送して審理するのか？ 当事者が、当該附帯民事訴訟判決について上訴又は抗告する場合、どの裁判所に対して提起すべきか？

A. 審理法第 27 条には「第 23 条の案件の附帯民事訴訟の審理は、原告の訴えが適法ではないと認めた場合、或いは刑事訴訟が無罪、免訴となった場合又は受理されなかった場合、判決を以ってこれを却下しなければならない。その刑事訴訟が裁定

によって却下された場合、裁定を以って原告の訴えを却下しなければならない（第1項）。第23条の案件の附帯民事訴訟の審理は、第三審裁判所が刑事訴訟法第508条～第511条の規定により判決を下す場合を除き、自ら判決を下さなければならず、刑事訴訟法第504条第1項、第511条第1項前段の規定を適用しない。但し、刑事訴訟法第489条第2項の規定により管轄違の判決を言い渡して移送する場合には、この限りでない（第2項）」と規定されており、これは知的財産刑事事件の第一審及び第二審はそれぞれ地方裁判所の専門法廷及び知的財産裁判所が審理し、いずれも専門能力を具えるため、特別な規定（第一審、第二審裁判所が刑事訴訟法第489条第2項の規定により管轄違いの判決を言い渡して移送し、第三審裁判所が刑事訴訟法第508条～第511条の規定により判決を下す）がある場合を除き、知的財産刑事訴訟を受理する各審級裁判所が、その附帯民事訴訟につき、原則として自ら判決を下さなければならない。

審理法第28条には「地方裁判所が第23条の案件に関し、通常又は簡易裁判手続きの附帯民事訴訟により下した判決に不服で、上訴又は抗告を提起する場合、管轄の知的財産裁判所に対し、これを為さなければならない」と規定されている。言い換えれば、当事者が、地方裁判所が前記知的財産刑事事件に関し、通常又は簡易裁判手続き及びその附帯民事訴訟により下した判決に不服で、上訴又は抗告を提起する場合には、もとより、併せて知的財産裁判所に対してこれを為さなければならない。それが刑事判決について上訴又は抗告を行っておらず、通常又は簡易裁判手続きの附帯民事訴訟判決についてのみ上訴又は抗告する場合は、審理法第28条規定により、管轄する知的財産裁判所に対し、これを為さなければならない。

しかし、地方裁判所が簡易手続きにより知的財産刑事事件及びその附帯民事訴訟を審理して下す判決につき、もし刑事判決が上訴又は抗告されておらず、附帯民事訴訟の判決についてのみ上訴又は抗告されている場合、上記規定は適用されず、管轄第二審の地方裁判所合議法廷に上訴又は抗告しなければならない。

刑事訴訟が裁定によって却下され、或いは無罪、免訴又は受理しない旨の判決が言い渡され、審理法第27条第1項の規定により原告の訴えが却下された場合、その附帯民事訴訟については、審理法第1条、刑事訴訟法第503条第2項、第4項の規定により、刑事訴訟について上訴又は抗告がなければ、上訴又は抗告を行うことができない。

2-1-4 知的財産案件の管轄—民事、行政訴訟事件管轄

知的財産裁判所が管轄する知的財産訴訟事件は次のとおり。

2-1-4-1 民事事件

組織法第3条第1号の規定によれば、専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平交易法により保護される知的財産権、及び、その他、法律により規定される又は司法院により指定される知的財産裁判所が管轄する第一審及び第二審民事訴訟事件。但し、もし当事者が知的財産裁判所を放棄して、普通裁判所を管轄裁判所とすることに合意するのであれば、当事者の意思を尊重し、当該普通裁判所を管轄裁判所とする。

組織法第3条第4号の規定により、司法院は以下の民事事件を知的財産裁判所管轄に指定する。

- (1) 知的財産権の権利を不当に行使することによって生じた損害賠償紛争事件。
- (2) 当事者が単一又は複数の訴訟対象を主張し、その主要な部分が知的財産権に関連し、且つ同一の原因、事実に基づくものであるため分割すべきでないもの。

2-1-4-2 刑事事件

組織法第3条第2号、審理法第23条、第25条第1項の規定によれば、刑法第253条から第255条、第317条、第318条の罪、又は商標法及び著作権法、公平交易法第20条第1項に関する第35条第1項及び第19条第5号に関する第36条に違反する案件で、地方裁判所の通常、簡易裁判又は協議手続きによる第一審判決を不服とし、上訴又は抗告する刑事事件。但し、少年刑事事件は除外する。したがって、知的財産裁判は、地方裁判所が通常、簡易裁判又は協議手続きにより下した判決に不服で第二審に上訴又は抗告された知的財産刑事事件を管轄する。

2-1-4-3 行政訴訟事件

組織法第3条第3号、審理法第31条第1項の規定によれば、専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平交易法にかかわる知的財産権によって生じた第一審行政訴訟事件及び強制執行事件。

組織法第3条第4号の規定により、司法院は以下の行政訴訟事件を知的財産裁判所管轄に指定する。

- (1) 知的財産権を不当に行使して公正な競争を妨げることによって生じた行政訴訟事件。
- (2) 税関が「海関緝私条例（税関密輸取締条例）」第39条の1の規定により、通関申告貨物輸出入行為者の知的財産権対象物侵害について下した行政処分に対し、提起された行政訴訟事件。

Q. 審理細則第2条には知的財産裁判所が管轄する民事事件の具体的な範囲として、次のように規定されている

A. 知的財産権の権利の帰属又はその出願権の帰属及びその報酬に係る紛争事件。

契約に係る紛争事件

- (1) 知的財産権の授権契約に係る事件。
- (2) 知的財産権の譲渡、質権設定、信託、登録の同意、出願権の譲渡及びその他の契約に係る紛争事件。

権利侵害に係る紛争事件

- (1) 知的財産権侵害のうち財産権に関する紛争事件。
- (2) 知的財産権侵害のうち人格権に関する紛争事件。
- (3) 知的財産権の使用によって生じる補償金、権利金に係る紛争事件。
- (4) 公平交易法の知的財産権益保護に係る事件。
- (5) 知的財産権の証拠保全及び保全手続きに係る事件。
- (6) その他、法律により規定される又は司法院が指定した知的財産裁判所が管轄する事件。

司法院は組織法第3条第4号の規定により、以下の民事事件を知的財産裁判所管轄に指定する。

- ・知的財産権の権利を不当に行使することによって生じた損害賠償紛争事件。
- ・当事者が単一又は複数の訴訟標的を主張し、その主要な部分が知的財産権に関連し、且つ同一の原因、事実に基づくものであるため分割すべきでないもの。

審理細則第4条には知的財産裁判所が管轄する行政訴訟事件の具体的な範囲として、次のものが含まれることが規定されている。

- (1) 主務官庁の専利、商標、集積回路回路配置、品種及び製版に係る出願の拒絶処分についての紛争事件。
- (2) 主務官庁の専利権、商標権、集積回路回路配置権及び品種権に関する取消処分についての紛争事件。たとえば、専利無効審判請求、商標異議申立及び無効審判請求、専利権、商標権の取消に関する行政訴訟事件。
- (3) 主務官庁の知的財産に係る出願権利に関する行政処分或いはその他の知的財産権権利登記申請に関する行政処分に対して提起された行政訴訟事

件。たとえば、専利の分割出願又は出願権の譲渡、変更に係る却下処分、専利優先権主張不受理処分に係る紛争事件、及び専利権取得後の権利の譲渡、信託、他者への実施許諾又は質権設定登記申請却下処分に係る紛争事件。

- (4) 主務官庁の知的財産権強制実施許諾に関する行政処分についての紛争事件。たとえば、専利特許実施の許可・不許可処分に対して不服で、提起された行政訴訟事件。
- (5) 税関が直接知的財産法令により知的財産権を侵害する対象物を押収する旨の行政処分に対して提起された行政訴訟事件。たとえば、税関が著作権法第 90 条の 1 の第 3 項の規定により、著作権者又は製版權者からその著作権又は製版權を侵害する物に対する押収請求を受理して、実施する押収処分に対し、提起された行政訴訟事件。
- (6) 主務官庁が知的財産法令により奨励、管理・規制する行政処分に対して提起された行政訴訟事件。たとえば、専利法第 131 条により、主務官庁が発明、創作を奨励するために奨励補助制度を定め、奨励補助を受けた者が主務官庁の許可した奨励処分に不服で提起した行政訴訟事件。
- (7) 上記 6 項目の処分が行政契約方式で作成されたことにより生じた行政訴訟事件
- (8) その他、審理法に定める管轄の公法紛争事件により生じる取消訴訟、給付訴訟又は確認訴訟。たとえば、光ディスク管理条例第 17 条第 1 項第 2 号により規定される、同条例第 10 条第 2 項の規定に違反し、製造されたプリレコード光ディスクに SID Code を圧印標示しない又は圧印標示された SID Code が虚偽不実であるとして罰金に処す処分に不服で、提起された取消訴訟。また、たとえば、著作権法第 82 条第 1 項第 1 号の規定によれば、主務官庁が録音著作物の使用料率を審議し、当事者が主務官庁の使用料率の審議決定に対して不服で提起する取消訴訟又は給付に係る訴え。
- (9) 公平交易法に違反して知的財産権の対象を模倣する行為が不正競争に関わり、生じる公法上の紛争事件。たとえば、関連事業者又は消費者に一般的に認識されている他人の商標を以って、同一又は類似の使用を行った結果、他人の商品と混同するもの。もし、模倣するものが知的財産権の対象に属さなければ、たとえば、他人の氏名、商号又は会社名称、商品の容器、包装、外観又はその他の他人の商品を示す表徴であれば、知的財産裁判所の管轄に属さない。
- (10) 前記 9 項目の公法上の紛争に係る執行停止申立事件、証拠保全及び保全手続き事件。

司法院は組織法第3条第4号の規定により、以下の行政訴訟事件を知的財産裁判所管轄に指定する。

- (1) 知的財産権を不当に行使して公正な競争を妨げることによって生じた行政訴訟事件。
- (2) 税関が「海関緝私条例」（「税関密輸取締条例」）第39条の1の規定により、通関申告貨物輸出入行為者の知的財産権対象物侵害について下した行政処分に対し、提起された行政訴訟事件。

Q. なぜ組織法第3条第4号には、司法院に、ある種の案件を知的財産裁判所管轄に指定する権限を授ける旨規定されているのか？

A. 科学技術の絶え間ない開発・発展に伴い、知的財産権の内容も目まぐるしく刷新され、次から次へと新しいものが生み出されている。組織法第3条第1号から第3号に規定されている知的財産裁判所管轄の民事、刑事及び行政訴訟事件には、列挙方式が採用されている。但し、将来新たに発生する知的財産事件に対応し、これを知的財産裁判所管轄に加えることができるよう、当該条文第4号には「その他、法律により規定される又は司法院により指定される知的財産裁判所が管轄する案件」と明確に規定されており、ニーズに応じ、指定方式を以ってある種の知的財産案件を当該裁判所管轄に帰属させることができる権限を司法院に授け、これによって、知的財産裁判制度をフレキシブルに活用できるようにするものである。

Q. 知的財産権者が知的財産権を濫用する民事事件につき、被害を受けた者は、どの裁判所に対して訴えを提起し、権利を主張すべきか？

A. 知的財産裁判所管轄の民事事件は、原則として、知的財産権益の保護に関わる場合に限り、当該号の範囲に属す。もし、知的財産権の保護に関連するものではなく、それどころか、知的財産権者がその権利を濫用して不正な競争を行うものであるときには、知的財産裁判所管轄の範囲ともより無関係である。しかし、実務上、知的財産権者が権利を濫用して行う不正な競争行為は通常、反訴などの形式を以って知的財産権侵害訴訟を伴い、実際には互いに関連し、もしそれぞれ異なる裁判所が審理するのであれば、それは決して適切とは言えない。そのため、司法院は組織法第3条第4号の授權により、命令を以って「知的財産権を不当に行使することにより生じた損害賠償紛争事件」も知的財産裁判所管轄に指定する。

Q. 知的財産民事、行政訴訟事件についての上訴は、どの裁判所に対して、これを為すべきか？

A. 各事件における上訴は、以下のとおり。

知的財産民事事件

審理法第 6 条の規定によれば、民事訴訟法第二編第三章、第四章の簡易訴訟手続き及小額訴訟手続きは、知的財産の民事訴訟に適用されないため、知的財産民事事件は訴訟対象の金額又は価額の区別なく、一律、通常訴訟手続きが適用される。その管轄と上訴状況は以下のとおりである。

①知的財産裁判所を第一審管轄裁判所とした場合

知的財産民事事件は専属管轄を採用しないため、当事者は第一審知的財産裁判所に対して訴えを提起し、知的財産裁判所の裁判官 1 名が単独で裁判を行い、その判決に不服であれば、知的財産裁判所に対して上訴又は抗告しなければならない。

②普通裁判所を第一審管轄裁判所とした場合

当事者がもし第一審普通裁判所が管轄することに合意又は擬制合意するのであれば（民事訴訟法第 24 条、第 25 条）、当該裁判所の裁判官 1 名が単独で裁判を行い、その判決に不服であれば、第二審普通裁判所に対し上訴又は抗告しなければならない。これは当事者の当初の希望が第一審普通裁判所による管轄であるため、第二審も普通裁判所が管轄する。たとえば、双方の当事者がいずれも屏東県に居住しているのであれば、北上して（台北県の）知的財産裁判所で開廷しなくてもよいよう、台湾屏東地方裁判所が管轄することに合意し、地方裁判所が判決を下した後、第二審は台湾高等裁判所高雄支部が管轄することによって、双方の当事者の当初の希望を満たす。

③知的財産裁判所又は普通裁判所を第二審管轄裁判所とした場合

審理法第 20 条には「知的財産事件の第二審判決について、別に規定がある場合を除き、第三審裁判所に上訴又は抗告することができる」と規定されており、これによれば、知的財産裁判所又は普通裁判所の知的財産民事事件に係る第二審判決に不服があれば、その上訴又は抗告は最高裁判所に対して為さなければならない。本条にいう「別に規定がある」とは、たとえば、民事訴訟法第 466 条の規定、即ち、財産権訴訟の第二審判決について、もし上訴によって受けることのできる利益が NT\$1,500,000 を超えないのであれば、第三審に上訴することができない、とする規定などである。

知的財産行政訴訟事件

知的財産裁判所が管轄する行政訴訟事件は、組織法第 3 条第 3 号の規定及び同条第 4 号の規定（即ち、司法院の指定により知的財産裁判所が管轄する旨の規定）によるものであり、当該裁判所第一審行政訴訟事件に対して下された判決に不服があれば、審理法第 32 条の規定により、最終審行政裁判所に上訴又は抗告することができる、即ち、最高行政裁判所に対し上訴又は抗告することができる。但し、法律に別に規定がある場合には、これを為すことができない。たとえば、行政訴訟法第 235 条の規定によれば、簡易行政訴訟事件を適用して下

された判決について提起する上訴又は抗告は、最高行政裁判所の許可を受ける必要があり、許可を受けなければ上訴することができない。

Q. 公平交易法に関する行政訴訟事件は、知的財産裁判所又は高等行政裁判所のいずれが管轄すべきか？

A. 審理細則第4条第9号には、公平交易法に違反して知的財産権の対象を模倣する行為が不正競争に関わり、生じる公法上の紛争事件は、知的財産行政訴訟事件に属す、と規定されている。したがって、関連事業者又は消費者に一般的に認識されている他人の商標を以って、同一又は類似の使用を行った結果、他人の商品と混同するものは、公平交易法第20条第1項第1号の規定に違反し生じる行政訴訟事件であり、知的財産裁判所が管轄しなければならない。もし、模倣するものが知的財産権の対象に属さず、たとえば、他人の氏名、商号又は会社名称、商品の容器、包装、外観又はその他の他人の商品を示す表徴であり、且つ公平交易法第20条第1項第1号の規定に違反して生じる行政訴訟事件であれば、高等行政裁判所が管轄しなければならない。

また、知的財産権を不当に行使して公正な競争を妨げることによって生じた訴訟事件につき、司法院は組織法第3条第4号の管轄指定の授權規定により、命令を以って、「知的財産権を不当に行使して公正な競争を妨げることによって生じた行政訴訟事件」として、知的財産裁判所が管轄するよう指定する。その他、知的財産権の濫用ではないが公正競争を妨げることによって生じた行政訴訟事件は、高等行政裁判所が管轄する。

Q. 一行為が知的財産法律及び、その他、行政法上の義務に違反する場合、知的財産裁判所又は高等行政裁判所のいずれが管轄すべきか？

A. 審理細則第4条第2項の規定によれば、一行為が知的財産法律及び、その他、行政法上の義務に違反し、罰金に処さなければならない場合、その知的財産法律に定める罰金の金額が比較的高いときには、知的財産行政訴訟事件であり、知的財産裁判所が管轄する。それがほかにもその他の行政罰に係る処罰を有する場合、その処罰の種類が同じで、最も重い処罰が非知的財産法令により処罰されて高等行政裁判所が管轄する情況以外は、やはり知的財産行政訴訟事件であり、知的財産裁判所が管轄する。

Q. 当事者がもし知的財産行政訴訟事件をその他の行政訴訟事件と併せて訴えを提起する又は訴えの追加をするのであれば、知的財産裁判所又は高等行政裁判所のいずれに対して訴えを提起すべきか？

A. 審理法第31条第2項の規定によれば、その他の行政訴訟を同条第1項規定の知的財産行政訴訟事件と併せて訴えを提起する又は訴えの追加をするとき、知的財産裁判所に対してこれを為さなければならない。

Q. 知的財産行政訴訟の強制執行事務は、どの裁判所が処理するのか？ 当事者が執行名義に対し異議のある場合、どの裁判所に対してこれを為すべきか？

A. 審理法第31条第3項、第4項の規定によれば、知的財産裁判所は公法上の紛争に係る強制執行事務を処理するため、執行処を設けることができる。しかし、設立する前にはそれぞれ状況ごとに、地方裁判所民事執行処又は行政機関に委託して執行させることができる。執行義務人又は利害関係人は執行手続きにおいて表明した異議が執行名義と関係のある場合にも、知的財産裁判所が管轄し、これによって、委託を受けた地方裁判所又は行政機関の、執行名義が成立するか否かについての見解が、知的財産裁判所の見解と異なるといった事態が生じないようにする。

2-2 民事訴訟

2-2-1 知的財産民事訴訟—営業秘密の保護

Q. 訴訟資料が営業秘密に及ぶとき、裁判所に非公開裁判を要求することができるか否か？

A. 裁判は原則上、公開方式で行わなければならないが、当事者が訴訟において提出する攻撃防御方法が、当事者又は第三者の営業秘密に及ぶとき、一律公開裁判とするのであれば、おそらく当事者又は第三者に重大な損害を与えることになるであろう。したがって、審理法第9条には「当事者の提出する攻撃又は防御方法が、当事者又は第三者の営業秘密に及び、当事者が申立てを行い、裁判所が適当であると認める場合、非公開裁判とすることができる。双方の当事者が非公開裁判に合意した場合にも同様とする（第1項）。訴訟資料が営業秘密に及ぶ場合、裁判所は申立て又は職権により、訴訟資料の閲覧、抄録又は撮影を許可しない又は制限する旨の裁定を下すことができる（第2項）」と規定されている。したがって、双方間の営業秘密にかかわる資料について、当事者は非公開裁判とするよう裁判所に申立てる又は非公開裁判とすることに合意することができ、且つ裁判所はこれらの資料の閲覧、抄録又は撮影を許可しない又は制限することができる。

上記の裁判の一般公開に関する特別規定以外に、裁判手続き中、訴訟関係人間で、営業秘密にかかわる資料を公開するか否かにつき、審理法第10条には特別規定が設けられており、その第4項には、裁判所は、文書又は検証物の保有者が文書又は検証物を提出しない正当な理由を有するか否かを判断し、必要なときには非公開の方式で提出するよう命ずることができる、と規定されている。また、証拠保有者の秘密維持の利益にも併せて配慮すべく、同条第5項には、裁判所が、開示してそ

の意見を聴取する必要があると認める訴訟関係人を除き、如何なる者も当該証拠を開示するよう要求することはできない旨、明確に規定されている。

審理法第 10 条の文書又は検証物の保有者が訴訟関係人に対して開示する情況に対応するため、審理細則第 19 条には別に具体的に、「裁判所は、証拠提出命令の申立に対して、文書又は実地検証物の所有者に意見を陳述するよう命じることができ、所有者が営業秘密を理由に当該文書又は検証物の提出を拒む旨の抗弁を行なうとき、裁判所は、所有者に、その秘密の種類、性質及び範囲、及び開示することによって生じる不利益の具体的な内容及び程度を釈明するよう命じることができ、並びにもう一方の当事者による意見陳述後にこれを定める（第 1 項）。裁判所が必要と認めるとき、所有者に、非公開の方式で証拠を提出するよう命じることができ、裁判所がこれを審酌する。もし裁判所が訴訟関係人の意見を聴取する必要があると認めるのであれば、本人に開示しなければその目的を達成するのが難しい情形がある場合を除き、訴訟代理人に開示することを原則とし、並びに開示を受ける者に対し秘密保持命令を出すよう申し立てるよう所有者に論告することができる（第 2 項）。裁判所は、証拠所有者が提出を拒絶する正当理由を有するか否か判断するとき、営業秘密事項と証明を要する事実との関連性、代替証明の方法又は事実推定に係る規定の有無、秘密保持命令を申立てる可能性等の状況を斟酌して認定しなければならない（第 3 項）」と規定されている。本条規定の目的は、即ち、裁判所が営業秘密にかかわる訴訟資料を処理する際、当事者に対し公開するか否かにつき、より明確な処理手順を設けることにある。

現行法中、訴訟中の当事者又は第三者の営業秘密の保護については、民事訴訟法第 195 条の 1、第 242 条第 3 項、第 344 条第 2 項、第 348 条及び営業秘密法第 14 条第 2 項などがあり、上記規定により、裁判所は、裁判を非公開とし、訴訟資料の閲覧を許可しない又は制限することができるが、知的財産訴訟において、最も秘密を保持しなければならない対象は、通常、同業競争者であるもう一方の当事者であり、このとき、上記規定により裁判所は閲覧又は開示を許可しない又は制限することができる。しかし、もう一方の当事者の権利も同様に法律の保障を受けるため、訴訟資料が当事者又は第三者の営業秘密に属するという理由だけで、直ちにもう一方の当事者の弁論が妨害されるべきではなく、このとき、双方はそれらの権利・利益が抵触するといった状況におかれる。訴訟の促進及び営業秘密の保護のいずれにも配慮し、当事者が営業秘密を提供することによって損害を被る可能性を低くするため、審理法第 11 条～第 15 条に秘密保持命令制度に係る規定を特に設けた。

いわゆる秘密保持命令とは、証拠などの訴訟資料中に、もし営業秘密が含まれているとき、裁判所が営業秘密保有者からの申立てを受けて、当該営業秘密につき使用又は開示を禁止する命令を出すことを指す。審理法第 11 条第 1 項にはその要件が規定されており、当事者又は第三者がその保有する営業秘密につき、前記要件に該当することを釈明する場合、裁判所は当事者又は第三者の申立てにより、もう一方の当事者、代理人、補佐人又はその他、訴訟関係人に対し、秘密保持命令を出すことがで

きる。その要件とは、

- 当事者の書面の内容にその営業秘密が記載され、或いはすでに取り調べられ又は取り調べられるべき証拠がその営業秘密に及んでいる、
- 営業秘密が開示され、或いは当該訴訟進行以外の目的で使用されることにより、当事者又は第三者の当該営業秘密に基づく事業活動が妨害される虞があり、これを防ぐため、その開示又は使用を制限する必要がある、

の2点である。

但し、もう一方の当事者、代理人、補佐人又はその他訴訟関係人など秘密保持命令を受けた者が、秘密保持命令申立て前に、すでにその他のルートにより当該営業秘密を取得又は保有している場合、秘密保持命令制度の主旨（即ち、営業秘密の保持を図ることによって、営業秘密保有者が訴訟において資料を提出することを奨励し、営業秘密保有者に裁判所が適正な判決を下すことができるよう協力させること）とは無関係であり、且つ、かかる状況下で、すでに秘密を保有する者が当該営業秘密を利用するのを制限するのは理に適わない。したがって、審理法第11条第2項には、かかる状況には秘密保持命令規定を適用しない旨の明文規定が置かれている。

また、秘密保持命令を発することを許可する裁判所の裁定につき、審理法第11条第3項には、その効力、即ち、秘密保持命令を受けた者は当該営業秘密について、当該訴訟以外の目的を実施するためにこれを使用することはできず、或いは秘密保持命令を受けていない者に対し開示することはできない旨、規定されている。

秘密保持命令の申立ては、審理法第12条の規定によれば、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない

- 秘密保持命令を受けるべき者、
- 保護命令を受けるべき営業秘密、
- 同法第11条第1項に該当する各号事由、即ち、次に掲げる状況に該当することを釈明する。

(1) 当事者の書面の内容にその営業秘密が記載され、或いはすでに取り調べられ又は取り調べられるべき証拠がその営業秘密に及んでいる、

(2) 営業秘密が開示され、或いは当該訴訟進行以外の目的で使用されることにより、当事者又は第三者の当該営業秘密に基づく事業活動が妨害される虞があり、これを防ぐため、その開示又は使用を制限する必要があるなど。

秘密保持命令を受けた者が命令中に規定されている事項に違反して、訴訟進行以外の目的で使用し、或いは秘密保持命令を受けていない者に開示した場合、審理法第35条第1項の規定により、3年以下の懲役、拘留、又はNT\$100,000以下の罰金に処する又は併処することができる。但し、秘密保持命令で保護するものは、法廷を軽視することを除き、営業秘密保有者の個人的な法益にも関わるため、その刑事訴追は当事者の意思が尊重され、同条第2項には、本項の罪は告訴を以って論じなければならない、と明確に規定されている。

秘密保持命令に違反した者が法人の責任者、法人又は自然人の代理人、雇用を受けた者又はその他の従業員であり、業務執行により秘密保持命令に違反する罪を犯した場合、審理法第 36 条第 1 項の両罰規定を採用し、上記規定により行為者を処罰する以外に、当該法人又は自然人にも前条第 1 項に定める罰金を科す。また、告訴を以って論じる罪（即ち親告罪）であるため、もし営業秘密保有者が告訴を取消す場合、告訴不可分の原則に基づき、同条第 2 項には別に、行為者に対して告訴し又は告訴を取消す場合、その効力は法人又は自然人に及び、法人又は自然人に対して告訴し又は告訴を取消す場合、その効力は行為者に及ぶ旨、規定されている。

司法院は秘密保持命令の新制度の実施に対応するため、「法院辦理秘密保持命令作業要点（裁判所秘密保持命令処理作業ガイドライン）」（全条文は、附録 7 を参照されたい）を特に制定し、裁判所が当事者から秘密保持命令を出すよう求める申立てを受けた場合、当該申立てを受けた事件を裁判所が処理する際の注意事項を規定しており、原則として申立時から、全ての書類はいずれも密封方式で処理しなければならない。担当裁判官、書記官などしか関連訴訟の訴訟資料に接触することができず、その他、裁判所の職員はこれらの資料を開封又は閲覧してはならない。

秘密保持命令申立て事件は、当事者又は第三者の営業秘密にかかわるので、当該資料を訴訟事件において相手方又は訴訟代理人に開示することができるか否かについて、裁判所は先に処理しなければならない。審理細則第 24 条には「秘密保持命令の申立てに関して、裁判所は、確定の裁定前に、本案訴訟の当該営業秘密に関する部分の審理を一時的に停止することができる」旨が特に規定されている。

2-2-2 知的財産民事訴訟—証拠収集手続き

民事訴訟法第 349 条には、第三者が文書の提出を求める裁判所の命令に正当な理由なく従わないとき、裁判所は処罰又は強制処分を行うことができる旨規定されており、また、同法第 367 条によれば、実地検証の状況にも上記規定が適用される。一方、訴訟当事者が文書又は検証対象物の提出を求める裁判所の命令に従わないときには、同法第 345 条第 1 項の規定により、状況を斟酌して、もう一方の当該証拠に関する主張又は当該証拠により証明すべき事実が真実であると認めることができるのみである。但し、裁判所がどのように認定するかには、明確な判断基準はない。そのため、仮に証拠がある場合は、それを訴訟において提出させることができるよう直接又は間接的に強制した方が、より効果的である。特に知的財産民事事件において、侵害の事実及びその損害の及ぶ範囲に係る証拠が訴訟当事者の一方に明らかに存在するという状況において、証拠を裁判所に提出するよう促すことができなければ、裁判所が事後に状況を斟酌し下したもう一方の当事者の被侵害事実及び損害範囲の認定に依然として疑問が残る。

以上の理由に基づき、審理法第 10 条第 1 項には特に「文書又は検証物の保有者が、当該文書又は検証物の提出を求める裁判所の命令に、正当な理由なく従わない

場合、裁判所は NT\$30,000 以下の罰金に処する旨の裁定を下すことができる。必要なときには強制処分を命じる旨の裁定を下すこともできる」旨規定されている。この規定により、知的財産案件にかかわる証拠物や資料が相手方又は第三者の手元にあり、当該相手方又は第三者がこれらの資料の提出を拒絶するのであれば、当事者は裁判所に対し、保有者に文書又は検証物の提出を命じるよう申し立てることができる、必要なときには、裁判所は強制処分を明示する旨の裁定を下すこともできる。

知的財産権は専門的な知識にかかわることが多いが、現行の各地方裁判所には技術審査官が配置されておらず、知的財産権が侵害を受けた事実及び損害の範囲に係る証拠は極めて容易に滅失し又は隠蔽され、知的財産権者は訴訟において立証することができず、有効な救済を獲得することができないといった状況に陥りがちであるため、知的財産権の民事事件は、その訴え提起前の証拠保全が、その他の訴訟よりもいっそう必要である。審理法第 18 条第 1 項、第 3 項、第 7 項はこの点について、証拠保全の申立ては、訴えの提起前は、係属すべき裁判所に対して行い、裁判所が証拠保全の実施を許可するとき、技術審査官に、現場に赴いて職務を執行するよう命ずることができ、また、知的財産裁判所が必要であると認めるとき、尋問を受けた者の住居所又は証拠物の所在地の地方裁判所に、証拠保全の実施を委託することができ、知的財産訴訟の訴えが提起された後は、証拠保全の申立ては自ずと係属している裁判所に対して行わなければならない。

民事訴訟法第 368 条以降の条文には証拠保全手続きについて規定されており、相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、裁判所は強制処分を実施することができず、申立人は、妨害証明等の規定により、証拠保全が実施されないことによって生じる権利者の立証面での困難を軽減することができるものの、証拠が確かに存在し、相手方の不当な妨害によって当該証拠を入手することができないだけである場合には、むしろかかる妨害を排除して証拠を明らかにさせるほうが、より実効的である。したがって、審理法第 18 条第 4 項には別に、裁判所が知的財産訴訟事件について証拠保全を実施するとき、「相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、裁判所は強制的にこれを排除することができる。但し、必要な程度を超えてはならない。必要なときには、警察に協力を求めることができる」と規定されている。相手方の証拠に対する不当妨害については、すでに強制処分でも排除できないとき、もし当事者に、もう一方の当事者の使用を妨害し、故意に証拠を滅失、隠蔽し又は使用しづらくする、或いは文書提出を求める命令に正当な理由なく従わないなどの事情があれば、裁判所は民事訴訟法第 282 条の 1、第 345 条の規定により、状況を斟酌して、当該もう一方の当事者の証拠に関する主張又は証拠により証明すべき事実が真実であると認定することができる。

証拠保全手続きはもとより権利人の立証に役立つが、訴えを提起する前の証拠保全手続きを利用して相手方の営業秘密を探知するという状況も生じやすいため、この種の状況を防ぐべく、審理法第 18 条第 5 項には、知的財産裁判所は保全を実施する

とき、「申立人、相手方又は第三者の申立てにより、保全実施時に立会う者を制限し、又は立会いを禁止することができ」、「保全により得る証拠資料につき、別途保管を命じ、且つ閲覧を許可しない、又は制限することができる」と特に規定されている。もし裁判所が、申立人又は訴訟代理人などに証拠資料を開示する或いはその意見を聴取する必要が確かにあると認めるとき、審理法第 18 条第 6 項には別に、裁判所はこのとき、営業秘密が不当に外部に漏洩するのを防ぎ、相手方の利益維持するために、申立てにより証拠の開示を受けた者に対して秘密保持命令を出すことができる、と規定されている。

2-2-3 知的財産民事訴訟—権利侵害訴訟の審理順序

法的には、「知的財産権を侵害していない」という被告の抗弁を判決が採用していないことがあるが、これまでの知的財産民事権利侵害訴訟の審理過程においては、裁判官の多くが被告の侵害行為の有無、原告の損害額など全ての調査が完了した後に、判決を下していた。これは、裁判官が、心証形成の過程について自身が質問されること又は調査が完了しないまま判決を下したのではないかと上級審から指摘されることを心配するため、実際も被告の全ての抗弁の調査を完了させてから、ようやく判決を作成している。しかし、この種のやり方は訴訟経済上効率的とは言えず、且つ当事者に訴訟結果と無関係な攻撃及び防御を行わせる傾向にある。

知的財産民事訴訟をより効率的に進め且つ訴訟の経済原則に合致させるため、審理細則第 35 条には「知的財産権侵害に関する民事訴訟につき、その損害額の審理は、侵害が成立するか否か論じた後にこれを行わなければならない。但し、裁判所が損害の内容につき、先に又は同時に論じる必要のある場合、この限りではない」と規定されている。

2-2-4 知的財産民事訴訟—暫定状態を定める処分

知的財産案件の審理は特殊性を有し、特に保全手続きに関する規定は、民事訴訟法に定める一般保全手続き規定とは異なる部分を有し、適用時には次の点に注意しなければならない。両者の相異点を以下に記する。

釈明（解釈・説明）の不足は担保の提供を以ってこれに代えることができない。

一般的な、暫定状態を定める処分を申し立てる案件は、民事訴訟法第 538 条の 4 が準用する同法第 533 条、第 526 条の規定によれば、申立人は仮処分の申立て及び原因につき説明不足があっても、担保を提供することを希望する旨明らかにし、或いは裁判所が適当と認める場合、相当の担保金額を定めてこれを許可することができる。但し、審理法第 22 条第 2 項には「その釈明に不足がある場合、裁判所は申立てを却下しなければならない」と明確に規定されており、

以後、関連知的財産案件につき、釈明の不足を担保の提供を以ってこれに代え、これを理由に、暫定状態を定める処分の申立てを許可することはできない。

申立人の釈明責任を引き上げる

知的財産案件の多くは高い技術性を具え、当事者に暫定状態を定める処分の申立てを許可するか否かは、当事者に大きな影響を与えるため、申立人の釈明責任を引き上げることによって、均衡を保たなければならない。審理法第22条第4項及び審理細則第37条第1項にもそれぞれ別々に、「裁判所は暫定状態を定める処分を為す前に、双方に意見陳述の機会を与えなければならない」、「申立人は、紛争を有する知的財産関連法の法律関係につきその暫定状態を定める処分を申立てる場合、当該法律関係の存在及び暫定状態を定める必要があることを釈明しなければならない」と規定されており、暫定状態を定める処分を申立て、保全を行う必要性につき、詳細な釈明を提出しなければならないとの点は、民事訴訟法に規定される釈明責任と異なる。

裁判所は心証を開示することができる

審理法第8条第2項の「裁判長又は命令を受けた裁判官は、事件の法律関係について、当事者によく説明しなければならず、並びに適時その法律上の見解を表明することができ且つ適度に心証を開示することができる」旨の関連規定は、不意打ちの裁判過程を回避し且つ訴訟当事者の実体及び手続き上の利益をバランス良く保護するために設けられたものであり、且つ、裁判所が訴訟事件につき心証を公開する範囲を明確に規定しており、かかる範囲には、当該訴訟の法律関係の事実上、法律上及び証拠上の争点の説明及び確認が含まれ、また、証明を要する事実が存在するか否か及び特別な経験則の適用により獲得する段階的な心証及び法律見解についても、適当に開示することができ、これによって訴訟当事者の権益を保障する。また、一般的な、暫定状態を定める処分に係る案件は、民事訴訟法にはこれに類する規定がなく、適用時に弁明しなければならない。

裁判所の斟酌基準

申立人が知的財産案件の紛争を有する法律関係につき、裁判所に対して暫定状態を定める処分を申し立てる際、当該法律関係の存在及び暫定状態を定める必要性について十分な釈明を提出しなければならない以上、裁判所が当事者の釈明を斟酌する基準も、より一層慎重でなければならない。詳しく言えば、裁判所は、暫定状態を定める処分の申立てを審理するとき、暫定状態を定める必要性につき、

- 申立人が将来勝訴する可能性（権利の有効性及び権利が侵害されている事実を含む）、
 - 裁判所がもし暫定状態を定める処分を許可しなければ、申立人が補填不能な損害を受けるか否か、
 - 申立ての許可、不許可が双方に及ぼす損害の程度、
 - 公衆利益（たとえば医薬品の安全又は環境問題）に対して如何なる影響をもたらすか、
- などの事項を斟酌し、万全を期さねばならない。

知的財産民事事件において、実務上、権利者はよく、侵害の疑いのある者が製造、及び販売などの行為を継続するのを禁止することにつき、暫定状態を定める処分を申し立てるが、知的財産権に係る製品、特に半導体などのハイテク産業製品の市場における交代周期は極めて短く、商業チャンスはほんの束の間であり、いったん裁判所から製造、販賣などの行為の継続停止を命じられると、本案の判決が確定するのを待たずに、製品は淘汰され、メーカーは市場からの撤退を余儀なくされるという不利な結果に至りがちであり、その影響は極めて重大である。知的財産事件の特性に基づけば、暫定状態を定める処分を申し立てる要件につき、当然、謹厳でなければならない。

したがって、審理法第 22 条第 2 項には「暫定状態を定める処分の申立てをするとき、申立人は、その紛争の法律関係、重大な損害の発生を防止するため或いは差し迫った危険を回避するため或いはその他類似の状況を有するために必要を有する事実について、釈明しなければならない。その釈明に不足がある場合、裁判所は申立てを却下しなければならない」と規定されている。これによれば、申立人は紛争を有する知的財産法律関係につき、暫定状態を定める処分の申立てをするとき、当該法律関係の存在及び暫定状態を定める必要を有することを釈明しなければならず、即ち、保全の必要性について十分な釈明を提出しなければならない。釈明に不足がある場合、裁判所はその申立てを却下しなければならず、担保の提供をこれに代える或いは担保を以って釈明の不足を補うことを許可することはできない。且つ、申立ての理由が釈明されても、同条第 3 項の規定により、裁判所は申立人に担保の提供を命じた後に、暫定状態を定める処分を命じることができる。

Q. 裁判所は、暫定状態を定める処分の申立て事件を審理する際、開廷する必要があるか否か？ 相手方に意見陳述の機会はあるか？

A. 裁判所は暫定状態を定める処分を為す前に、双方に意見陳述の機会を与えなければならないことは、民事訴訟法第 538 条第 4 項前段に明文規定があり、審理法第 22 条第 4 項前段にも同一の規定がおかれている。しかし、知的財産関連事件につき

暫定状態を定める処分を為すという特殊性を斟酌し、同条項の但し書には別途、申立人が、処分前に相手方に陳述するよう通知することができない特殊な事情を有する旨主張し、並びに確実な証拠を提出し、裁判所が適当と認めた場合には、相手方に通知せずに、直接、裁定を下すことができる、と規定されている。

Q. 行政訴訟前の証拠保全と保全手続きにつき、審理法はどのように規定しているのか？

A. 審理法第 34 条の規定によれば、審理法第 18 条の民事事件に係る証拠保全、第 22 条の民事事件に係る保全手続きの規定は、知的財産権に関する行政訴訟に準用される。したがって、知的財産権行政訴訟に関する証拠保全手続きは、審理法第 18 条の規定を準用して処理しなければならない。即ち、証拠保全の申立ては、訴えを提起する前は係属すべき裁判所に、訴えを提起した後はすでに係属している裁判所に対して行わなければならない。裁判所が証拠保全を実施するとき、技術審査官に、現場に赴いて職務を執行するよう命ずることができる、相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、裁判所は強制的にこれを排除することができる、必要なとき、裁判所は警察に協力を求めて、相手方の証拠保全に対する不当な妨害を排除することができる。知的財産裁判所は保全実施時に、申立人、相手方又は第三者の申立てにより、保全実施時に立会う者を制限し、又は立会いを禁止することができる、保全により得る証拠資料については、別途保管を命じ、且つ閲覧を許可しない又は制限することができる。また、裁判所も申立てにより、証拠の開示を受ける者に対して秘密保持命令を発することができる。

また、知的財産権行政訴訟に関する保全手続きは、審理法第 22 条の規定を準用して処理しなければならない。即ち、申立人は暫定状態を定める処分の申立てをするとき、その紛争の公法上の法律関係について、重大な損害の発生を防止するため或いは差し迫った危険を回避するため或いはその他類似の状況を有するために必要を有する事実について、釈明しなければならない。釈明に不足がある場合、裁判所は申立てを却下しなければならない。裁判所は仮の状態を定める処分を為す前に、双方に意見陳述の機会を与えなければならない。但し、申立人が、処分前に相手方に陳述するよう通知することができない特殊な事情を有する旨主張し、並びに確実な証拠を提出し、裁判所が適当と認めた場合は、相手方に陳述するよう通知せずに、直接、裁定を下すことができる。

2-2-5 知的財産民事訴訟 — 心証公開
http://210.69.124.203/ipr_internet/index2.php?option=com_content&task=view&id=113&pop=1&page=0&Itemid=372

審理法第8条には、裁判所がすでに知っている特別な専門知識は、当事者に弁論の機会を与えなければ、判決の基礎として採用することができず、並びに適度に心証を開示することができる旨、規定されている。

知的財産裁判所の専門化後、裁判官自身は個別事件の審理時に自ら研鑽を積み、且つ同類案件の経験を積み重ね、徐々に、具体的な事件に関連する特殊な分野の専門知識を具えていく。また、知的財産訴訟にはすでに専門家への諮問が採用され、且つ技術審査官制度が導入されており、上記の専門家が個別案において裁判官に対し意見を陳述した後、裁判官が事件についてすでに知り得た如何なる適用すべき特殊な専門知識も、訴訟関係人はこれを知らないことが多く、もし裁判官が判決前に当事者にその専門知識上の認識及び判断を適当に開示して、当事者に意見を表明する機会を与えなければ、当事者にとっては不意打ちの裁判過程となり、当事者の裁判傍聴請求権及び正当な手続きの保障を妨げる。したがって、審理法第8条第1項には「裁判所がすでに知っている特別な専門知識は、当事者に弁論の機会を与えなければ、判決の基礎として採用することができない」と明確に規定されている。

審理法第8条第2項には「裁判長又は命令を受けた裁判官は、事件の法律関係について、当事者によく説明しなければならず、並びに適時その法律上の見解を表明することができ且つ適度に心証を開示することができる」と規定されているが、これは、訴訟法の学理を参照し、当事者に裁判官の技術問題についての理解程度を確実に把握させ、不安から無意味な訴訟行為を起こすことのないよう、重要な争点につき裁判所と速やかにコンセンサスを得、且つ調停を促し、より機能を発揮しやすくするものである。したがって、審理法は訴訟法上の新しい前例を作り、裁判所の心証形成の公開を明文で規定している。

2-3 刑事訴訟

2-3-1 知的財産刑事訴訟—刑事訴訟の審理

知的財産刑事事件には次に掲げる案件が含まれる。

(1) 組織法第3条第2号に定める案件

1. 刑法第253条の商標、商号を偽造又は模造する罪、第254条の商標、商号を偽造又は模造する貨物を販売、陳列、輸入する罪、第255条の商品に虚偽の標記をし、且つ当該商品を販売、陳列、輸入する罪。
2. 刑法第317条の業務上知り得た商工業上の秘密を漏洩する罪、第318条の職務上知り得た商工業上の秘密を漏洩する罪。
3. 商標法、著作権法の規定に違反して犯した罪。

4. 公平交易法（※日本の不正競争防止法、独占禁止法の要素が含まれている）第 35 条第 1 項の第 20 条第 1 項に関する模倣行為に係る罪及び第 36 条の第 19 条第 5 号に関する不正な方法を以って他の事業者の秘密を入手し公正競争を妨害する罪。
- (2) 組織法第 3 条第 4 号に定める、その他、法律により規定される又は司法院により指定される知的財産裁判所が管轄する案件。

検察官が知的財産犯罪を手近に捜査、訴追し且つ各地方裁判所に対し捜索状の交付を請求又は被告の拘留を請求する便宜を図るため、並びに地方裁判所が機を逸せず調査、裁定することができるよう、調査・捜査事務及び第一審裁判業務は、地方裁判所検察署検察官及び管轄地方裁判所がそれぞれ行うのが望ましい。審理法第 23 条には、組織法第 3 条第 2 号に列記される知的財産犯罪の起訴は、管轄の地方裁判所に対し行わなければならない、検察官の申立てにより簡易判決によって刑に処する場合も同様とする旨、明確に規定されている。言い換えれば、前述の知的財産犯罪の刑事第一審案件は、各地方裁判所が管轄する。

地方裁判所の上記知的財産犯罪刑事事件についての第一審判決に不服である場合、どの裁判所に対して上訴又は抗告を提起すべきか？審理法第 25 条第 1 項の規定によれば、地方裁判所が通常、簡易裁判又は協議手続きにより下した第一審判決に不服である場合、少年刑事事件を除き、管轄の知的財産裁判所に対し上訴又は抗告を提起しなければならない。もし地方裁判所が簡易手続きにより下した第一審判決に不服である場合には、刑事訴訟法第 455 条の 1 の規定により、管轄の第二審地方裁判所合議法廷に上訴又は抗告しなければならない。

刑事自訴手続きには、簡易手続き規定が適用されず、且つ特別な規定がある場合を除き、公訴に関する規定が準用されるため、そこで示されている知的財産刑事事件の第一、二審管轄規定は、自訴案件にも適用される。

組織法第 3 条第 2 号、審理法第 25 条第 1 項の規定によれば、少年刑事事件を除き、列挙される知的財産犯罪について地方裁判所が通常、簡易裁判又は協議手続きにより下した第一審判決に不服で上訴又は抗告する場合に、はじめて知的財産裁判所に対してこれを為す。

刑事訴訟法第 449 条には「第一審裁判所が、被告人の調査中の自白又はその他の現存の証拠により、すでにその犯罪を認定するに足る場合、検察官の請求により、通常の裁判手続きを経ずに、直接、簡易判決を以って刑に処することができる。但し、必要のあるとき、刑に処す前に被告人に尋問しなければならない（第 1 項）。前項案件は検察官が通常の手続きにより起訴し、被告人が犯罪を自白し、裁判所が簡易判決を以って刑に処することが適当であると認める場合、通常の裁判手続きを経ずに、直接、簡易判決を以って刑に処することができる（第 2 項）。前 2 項の規定により科す刑は、執行猶予付きの懲役刑又は罰金刑にかえることのできる懲役刑、及び拘留刑若しくは罰金の場合に限られる（第 3 項）」と規定されている。また、簡易手続

きにより下された判決に不服で上訴又は抗告する場合、刑事訴訟法第 455 条の 1 の第 1 項及び第 4 項の規定によれば、管轄の第二審地方裁判所合議法廷においてこれを行わなければならない。

したがって、第一審地方裁判所が簡易手続きにより組織法第 3 条第 2 号に掲げる知的財産犯罪であると認めて下した判決につき、不服である場合には、審理法第 1 条、刑事訴訟法第 455 条の 1 の第 1 項、第 4 項の規定により、管轄の第二審地方裁判所合議法廷に上訴又は抗告しなければならない。

一行為者が審理法第 23 条に記される知的財産犯罪とその他の刑事犯罪を行い、且つ刑事訴訟法第 7 条第 1 号に定める、一人で関連する関係を有する複数の罪を犯し、地方裁判所が併せて判決を下し、並びに併せて上訴又は抗告する場合、知的財産案件は高い専門性を具えるため、且つ、被告人が異なる裁判所に訴えなければならないことに係る負担及び同一の被告人が犯した複数の罪を異なる裁判所が判決を下して執行すべき刑を別々に定めなければならないことに係る社会的コストを省くため、原則として、審理法第 25 条第 2 項前段の規定により、知的財産裁判が併せて裁判しなければならない。

但し、もし行為者の犯したその他の刑事犯罪が比較的重い罪で、且つ案件の状況が複雑である場合、審理期間が比較的長いため、結局のところ、高等裁判所が審理すべきか、又は知的財産裁判所が審理すべきか、疑問が残るかもしれない。審理法第 25 条第 2 項には「第 23 条の案件と刑事訴訟法第 7 条第 1 号に定める互いに関連する関係を有するその他の刑事事件は、地方裁判所が併せて判決を下し、並びに併せて上訴又は抗告する場合も同様とする（即ち、知的財産裁判所に対して上訴又は抗告する）。但し、その他の刑事事件が比較的重い罪で、且つ案件の状況が複雑である場合、知的財産裁判所は、当該管轄高等裁判所に併せて移送して裁判させる旨の裁定を下すことができる」と明確に規定されている。

したがって、前記の互いに関連する関係を有する案件の上訴又は抗告は、知的財産裁判所が関連する状況を斟酌した後、もし、高等裁判所が併せて裁判するほうが妥当な終結を得るという目標を達成することができるかと認めるのであれば、当該管轄高等裁判所又は当事者の意見を求めずに、直接、審理法第 25 条第 2 項但し書の規定により、互いに関連する関係を有する案件を併せて当該管轄高等裁判所に移送して裁判させる旨の裁定を下すことができる。

しかし、同条第 3 項の規定によれば、この移送の裁定に不服である場合、別に規定（たとえば、刑事訴訟法第 405 条の、抗告できない状況を定めた制限規定）がある場合を除き、抗告することができる。また、この項の裁定が確定したとき、移送を受ける裁判所はその拘束を受けなければならない、再度移送することはできない。

審理法第 27 条には「第 23 条の案件の附帯民事訴訟の審理は、原告の訴えが適法ではないと認めた場合、或いは刑事訴訟が無罪、免訴となった場合又は受理され

なかった場合、判決を以ってこれを却下しなければならない。その刑事訴訟が裁定によって却下された場合、裁定を以って原告の訴えを却下しなければならない（第1項）。第23条の案件の附帯民事訴訟の審理は、第三審裁判所が刑事訴訟法第508条～第511条の規定により判決を下す場合を除き、自ら判決を下さなければならず、刑事訴訟法第504条第1項、第511条第1項前段の規定を適用しない。但し、刑事訴訟法第489条第2項の規定により管轄違の判決を言い渡して移送する場合には、この限りでない（第2項）」と規定されており、これは知的財産刑事事件の第一審及び第二審はそれぞれ地方裁判所の専門法廷及び知的財産裁判所が審理し、いずれも専門能力を具えるため、特別な規定（第一審、第二審裁判所が刑事訴訟法第489条第2項の規定により管轄違の判決を言い渡して移送し、第三審裁判所が刑事訴訟法第508条～第511条の規定により判決を下す）がある場合を除き、知的財産刑事訴訟を受理する各審級裁判所が、その附帯民事訴訟につき、原則として自ら判決を下さなければならない。

審理法第28条には「地方裁判所が第23条の案件に関し、通常又は簡易裁判手続きの附帯民事訴訟により下した判決に不服で、上訴又は抗告を提起する場合、管轄の知的財産裁判所に対し、これを為さなければならない」と規定されている。言い換えれば、当事者が、地方裁判所が前記知的財産刑事事件に関し、通常又は簡易裁判手続き及びその附帯民事訴訟により下した判決に不服で、上訴又は抗告を提起する場合には、もとより、併せて知的財産裁判所に対してこれを為さなければならない。それが刑事判決について上訴又は抗告を行っておらず、通常又は簡易裁判手続きの附帯民事訴訟判決についてのみ上訴又は抗告する場合は、審理法第28条規定により、管轄知的財産裁判所に対し、これを為さなければならない。

しかし、地方裁判所が簡易手続きにより知的財産刑事事件及びその附帯民事訴訟を審理して下す判決につき、もし刑事判決が上訴又は抗告されておらず、附帯民事訴訟の判決についてのみ上訴又は抗告されている場合、上記規定は適用されず、管轄第二審の地方裁判所合議法廷に上訴又は抗告しなければならない。

刑事訴訟が裁定によって却下され、或いは無罪、免訴又は受理しない旨の判決が言い渡され、審理法第27条第1項の規定により原告の訴えが却下された場合、その附帯民事訴訟については、審理法第1条、刑事訴訟法第503条第2項、第4項の規定により、刑事訴訟について上訴又は抗告がなければ、上訴又は抗告を行うことができない。

2-4 行政訴訟

2-4-1 知的財産行政訴訟—証拠保全及び保全手続き

審理法第34条の規定によれば、本法第18条の民事事件に係る証拠保全、第22条の民事事件に係る保全手続きの規定は、知的財産権に関する行政訴訟に準用され

る。したがって、知的財産権行政訴訟に関する証拠保全手続きは、審理法第 18 条の規定を準用して処理しなければならない。即ち、証拠保全の申立ては、訴えを提起する前は係属すべき裁判所に、訴えを提起した後はすでに係属している裁判所に対して行わなければならない。

裁判所が証拠保全を実施するとき、技術審査官に対し、現場に赴いて職務を執行するよう命ずることができる。相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、裁判所は強制的にこれを排除することができる。必要なとき、裁判所は警察に協力を求めて、相手方の証拠保全に対する不当な妨害を排除することができる。知的財産裁判所は保全実施時に、申立人、相手方又は第三者の申立てにより、保全実施時に立会う者を制限し、又は立会いを禁止することができ、保全により得る証拠資料については、別途保管を命じ、且つ閲覧を許可しない又は制限することができる。また、裁判所も申立てにより、証拠の開示を受ける者に対して秘密保持命令を発することができる。

また、知的財産権行政訴訟に関する保全手続きは、審理法第 22 条の規定を準用して処理しなければならない。即ち、申立人は暫定状態を定める処分の申立てをするとき、その紛争の公法上の法律関係について、重大な損害の発生を防止するため或いは差し迫った危険を回避するため或いはその他類似の状況を有するために必要を有する事実について、釈明しなければならない。釈明に不足がある場合、裁判所は申立てを却下しなければならない。裁判所は仮の状態を定める処分を為す前に、双方に意見陳述の機会を与えなければならない。但し、申立人が、処分前に相手方に陳述するよう通知することができない特殊な事情を有する旨主張し、並びに確実な証拠を提出し、裁判所が適当と認めた場合は、相手方に陳述するよう通知せずに、直接、裁定を下すことができる。

2-4-2 知的財産行政訴訟—新証拠の提出

審理法第 33 条には「商標登録の取消し、無効、或いは専利権（※発明特許権、実用新案権、意匠権を含む）の無効に関する行政訴訟中、当事者が口頭弁論終了前に、同一の取消し又は無効理由について提出した新たな証拠につき、知的財産裁判所は斟酌しなければならない」と規定されている。現行の専利法（※日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）第 67 条第 3 項の規定によれば、無効審判請求者が、専利権取消しに関する証拠につき、もし無効審判審定前に提出しなければ、たとえ行政訴訟中に補充提出しても、行政裁判所はこれを参酌しない。

但し、専利法第 67 条第 4 項の規定によれば、行政訴訟の判決が確定した後、無効審判請求者は前の行政訴訟で提出することができなかった新たな証拠を以って、同一の専利権につき、再度無効審判請求を提起することができ、且つ、これによって別の行政訴訟手続きが派生するため、同一の専利権の有効性紛争につき、たびたび行政訴訟を起こすことができる。このため、最終結論の確定が困難となり、甚だ

しきに至っては、関連する民事、刑事訴訟の終結にまで影響を及ぼすことになる。審理法第 33 条の規定により、行政訴訟中、同一の取消し、無効理由に関する新たな証拠の補充提出を許可する目的は、行政訴訟が循環して生じつづけることによって、結論が引き延ばされるといった事態に陥らないよう、同一の知的財産の有効性に係る紛争を減らすことができるようにすることにある。

また、商標法の現行の実務見解によれば、同一の異議申立又は無効審判請求事由につき、もし行政訴訟中に異議申立の根拠となる又は無効審判請求の根拠となる新たな使用証拠を提出するのであれば、当該新たな証拠につき、裁判所はこれを参酌しない。しかし、審理法第 33 条の規定によれば、知的財産裁判所は、これらの商標の異議申立又は無効審判請求に係る新たな証拠につき、同一の異議申立又は無効審判請求事由の範囲内において、これを参酌しなければならない。したがって、知的財産裁判所が、これらの商標の異議申立の根拠となる又は無効審判請求の根拠となる新たな証拠につき、行政訴訟において第 1 回目の判断を下すことは、商標主務官庁によって第 1 回目の判断が下され且つ高等行政裁判所によって原処分で下された第 1 回目の判断の違法性が審査される現行の商標法における異議申立、無効審判請求手続きとは異なる。

商標登録の取消し、無効、或いは専利権の無効に関する行政訴訟中、当事者が口頭弁論終了前に、同一の取消し又は無効理由について提出した新たな証拠に関しては、前述したとおり、知的財産裁判所は斟酌しなければならない。但し、当事者が訴訟の引延しを意図して、或いは重大な過失により、訴訟の進行程度によらずに、口頭弁論終了前の適当な時期に新たな証拠を提出し、訴訟の終結を妨げる場合、裁判所は行政訴訟法第 132 条が準用する民事訴訟法第 196 条第 2 項の規定によりこれを却下することができる。

審理法第 33 条第 1 項には「商標登録の無効、取消し、或いは専利権の無効に関する行政訴訟中、当事者が口頭弁論終了前に、同一の無効又は取消し理由について提出した新たな証拠につき、知的財産裁判所は斟酌しなければならない」と規定されている。当該条文にいう「同一の無効又は取消し理由」とは、同一の異議申立、無効審判請求に係る商標権又は専利権を無効すべき事由の範囲内を指し、知的財産裁判所が当事者の提出した証拠を参酌しなければならないことをいう。たとえば、専利無効審判請求はいずれも、進歩性の専利要件を具えないという同一の専利権無効理由を主張するものであり、或いは商標登録無効審判請求はいずれも、商標法第 23 条第 1 項第 13 号の登録を受けることができない同一の商標権取消し理由を主張するものである。

審理細則第 28 条第 2 項には、法によりすでに行政訴訟手続きにおいて主張することのできない事由、たとえば、同一の事実及び証拠は、行政訴訟手続きを経て無効審判不成立が確定している、或いはすでに無効審判請求の法定期限が過ぎている

などの場合には、知的財産民事訴訟手続きにおいて再度主張することができない、と規定されている。ここでいう「同一の事実及び証拠」とは、同一の無効審判請求事由につき提出された同一の証拠を指し、行政訴訟手続きを経て無効審判請求不成立が確定している或いはすでに無効審判請求の法定期限が過ぎているなどの場合には、その後、知的財産民事訴訟手続きにおいて再度主張を提出することができない。たとえば、専利無効審判請求案には、無効審判請求の根拠となる同一の証拠を以って、「進歩性の専利要件を具えない」とする同一の専利権取消し理由を主張する、或いは、商標無効審判請求には、根拠となる同一の証拠を以って、いずれも、商標法第 23 条第 1 項第 13 号同一条号の登録することができない商標権無効理由を有すると主張する場合である。

審理細則第 34 条規定の主旨によれば、知的財産民事訴訟の確定判決が、知的財産権に無効又は取消し理由があるか否かについて実質的な判断を行っている場合、同一の知的財産権を無効・取り消すべきか否かに係るその他の訴訟事件に関し、同一の基礎事実につき、確定判決の判断主旨に反する主張を行なうとき、裁判所は、原判決が判断結果に影響を及ぼすに足る新たな訴訟資料が出てきたか否か及び信義誠意原則等の状況を斟酌してこれを認定しなければならない。ここでいう「同一の基礎事実」とは、権利有効性紛争の基礎とする社会的事実が同一であることを指し、当該基礎事実が知的財産民事訴訟の確定判決において、すでに実質的に認定されている場合、その後、その他の訴訟事実において、同一の知的財産権を取り消すべきか否かに関して当該基礎事実を以って主張の根拠とする。たとえば、専利権権利侵害民事訴訟中、甲が、引例証拠 1 は専利が新規性を具えないことを証明することができる」と主張し、民事法廷によって主張の不成立が確定したのに、当事者が別案の行政訴訟において、引例証拠 1 は専利が新規性を具えないことを証明することができないという同一の基礎事実につき、民事法廷の確定判決の判断主旨に反する主張を行うとき、裁判所は審理細則第 34 条の規定により、原判決が明らかな法令違背を有するか否か、判断結果に影響を及ぼすに足る新たな訴訟資料が出てきたか否かを斟酌しなければならない。

2-5 権利の有効性の認定

Q. 知的財産民事又は刑事訴訟手続きにつき、当事者がもし訴訟進行中に知的財産権の有効性に係る抗弁を提出するとき、裁判所は如何に処理すべきか？

A. 商標権、専利権など、經濟部智慧財産局（※台湾の知的財産権主務官庁。日本の特許庁に相当）による審査を経て特別に許可され取得した知的財産権につき、その付与及び剥奪は伝統的にいずれも行政の「専属権事項」に属すものと認められており、その正確性に係る審査は行政訴訟手続きにより処理しなければならない。訴訟制度は民事・刑事及び行政訴訟という 2 本立ての訴訟体制を採用しているため、普通民事裁判所

は、これらの権利侵害に関わる訴訟の審理中にもし当事者から専利権、商標権の有効性に係る抗弁が提出された場合、往々にして、審理中の訴訟を停止する裁定を下し、行政訴訟の結果が確定するのを待つが、これによって普通裁判所の訴訟終結時期が引き延ばされる、知的財産権に対し有効な保護を行うことができないといった問題も派生する。したがって、審理法第16条第1項には、法制度の近い国家の比較法例を参考に、「当事者が知的財産権に取消し、無効すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならない、民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法（※日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）、植物品種及種苗法（植物及び種苗法）、又はその他の法律の訴訟手続き停止に関する規定を適用しない」と明確に規定されており、民事権利侵害訴訟中、裁判所は知的財産権に取消し又は無効すべき理由があるか否かといった争点につき、判断を下す権限を有し、その民事訴訟の判決が行政処分又は行政訴訟手続きの結果を待たなければならないことを理由に、訴訟手続き停止の裁定を下すことはできない。

Q. 裁判所が、審理の結果、知的財産権に確かに取消し、無効すべき理由があると認めるとき、これを理由に知的財産権者に不利な判決を下すことができる。しかし、公私法2本立ての訴訟法制度のもとで、民事訴訟は如何に処理すべきか？

A. 審理法第16条第2項には「知的財産権者は、当該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない」と明確に規定されており、かかる規定は、民事裁判所は知的財産権に取消し、無効の理由があると認めることができるのみであり、知的財産権の無効を直接宣告することはできないことを意味するものであり、この判断原則上もわずかに当該訴訟においてのみ相対する効力を生じ、知的財産権者がその他の訴訟においてその権利を主張できることを阻止するものではない。

知的財産刑事訴訟につき、審理法第30条には第16条第1項の規定が準用されることが明文化されており、商標権などの知的財産権を侵害していると訴えられた刑事被告も、当然、知的財産権の付与に瑕疵があることを以って、犯罪を否認することができ、刑事裁判所もその主張につき実質的な認定を行わなければならない、裁判を停止する裁定を下すことはできない。知的財産権に確かに取消し又は無効の理由があるとき、刑事裁判所は、これを理由に、その犯罪構成要件の欠如の有無を判断し、有罪であるか否かの判決を下すことができる。

Q. 当事者は知的財産民事訴訟中、知的財産権の有効性の問題につき、当該民事訴訟において反訴を提起し、又は、別途、独立した訴えを提起することができるか否か？

A. 商標権、専利権など、特別な許可に基づいて取得した知的財産権に関し、その付与及び剥奪の権限は、従来より行政権に専属すると認められ、権力分立原則に基づき、司法権は行政権の行使に対して適法性の監督をできるのみであり、権限を越

えてはならない。したがって、知的財産事件を審理する民事裁判所がたとえ商標権、専利権に確かに取消し又は無効とすべき理由があると認めたとしても、商標権、専利権の取消し又は無効は行政の専属権事項に属し、裁判所は判決においてその権利の無効を直接宣告しようがなく、この立場については審理法第16条第1項の制定があるものの、変更されない。

審理法第16条第2項に「裁判所が取消し、無効すべき理由があると認めるとき、知的財産権者は、当該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない」と規定されているが、裁判所が、当該知的財産権が無効であると直接認定することができるとの規定ではない。したがって、訴訟当事人は上記の特別に許可され取得した知的財産権の有効性紛争を以って、訴えの提起、追加又は反訴の方式により独立した訴訟標的とし、裁判所に、判決主文において判断するよう請求することはできない。これに基づき、審理細則第29条には「知的財産民事訴訟の当事者が、知的財産権の効力、或いは取消又は無効に係る争点の有無につき、単独の訴えを提起する、或いは民事訴訟においても一方について、この法律関係を確認する判決を併せて求める、或いは反訴を提起する場合、本法第16条規定の主旨と合致せず、裁判所はこれを却下しなければならない」と特に明確に規定されている。

Q. 知的財産民事訴訟中、当事者が期限を過ぎてから攻撃防御方法を提出し、或いは第一審において主張せずに上訴審ではじめて提出する場合、再度主張することができるか否か？

A. 審理法第16条は、訴訟当事者が民事訴訟中、知的財産権を取消し又は無効とすべきであると主張又は抗弁することを認めており、その主旨はもとより同一の知的財産権により生じる紛争を同一の訴訟手続きにおいて1回で解決できるようにすることにあるが、もし当事者がこれにより大量の有効性に係る抗弁の事由及び証拠を提出し、かえって、訴訟の引延しといった事態を作り出すのであれば、立法の本来の主旨に反する。裁判所は民事訴訟法第196条、第276条、第447条などの、攻撃防御方法の遅延提出に関する失権規定により処理することができる。

したがって、審理細則第33条には「知的財産民事訴訟中、知的財産権を取り消すべき又は無効すべき理由に関し、当事者が意図的に訴訟を引き延ばし或いは重大な過失により期限を過ぎてから攻撃又は防御方法を提出して、訴訟終結を妨げた場合、裁判所は民事訴訟法第196条第2項の規定によりこれを却下する旨の裁定を行うことができる。知的財産権の取消又は無効に係る攻撃又は防御方法に関し、第一審において主張又は抗弁していない、或いは、かつて準備手続きを行ったことのある案件で、準備手続きにおいて主張又は抗弁していない場合、法律に別に規定がある場合を除き、上訴審又は準備手続き後の口頭弁論時において、いずれにおいても再度主張又は抗弁することはできない」と明確に規定されている。

3. 案件審理フロー

3-1 知的財産案件審理モデル

司法院（※台湾の最高司法機関だが、最終司法判断を下す機関としては最高裁判所や最高行政裁判所があるため、司法行政機関としての性格が強い）は審理法の施行に合わせ、且つ知的財産案件の審理をより効率的にするため、知的財産案件各訴訟手続きにつき審理モデルを定めた。この審理モデルは抽象性を具え、裁判官に該類案件を審理する際の参考を提供し、並びに訴訟当事者に訴訟が今後たどる可能性のある進行情況を知悉させるが、訴訟当事者に対して拘束力を生じない。

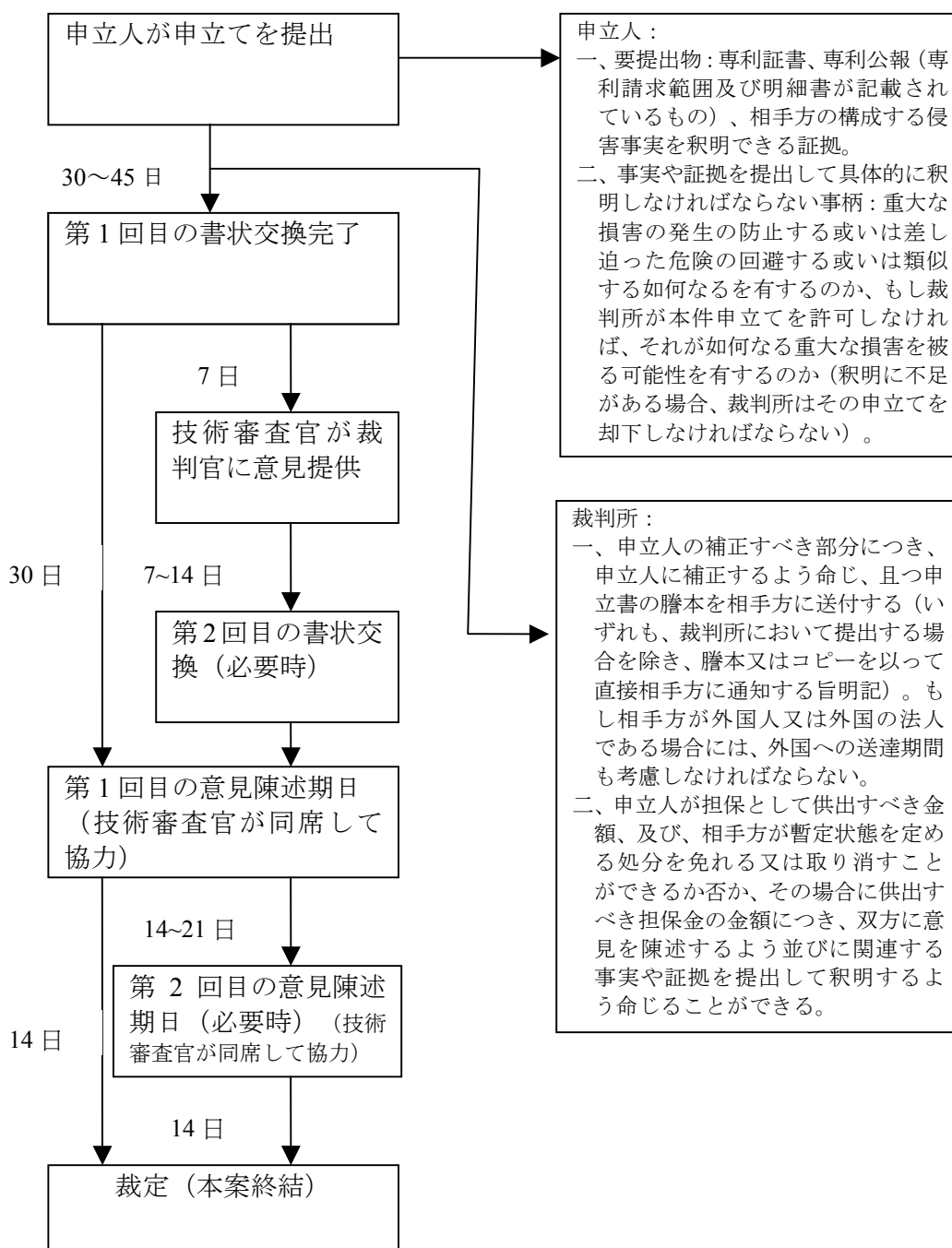
審理プランについては、裁判官が具体的な個別案において、案件の内容、双方の提出する攻撃及び防御方法を斟酌し、当事者と案件の進行スケジュールを定め、そのなかには調査の内容、順序などが含まれる。もし当事者が該審理プランに協力していないのであれば、遮断効などの法律効果を生じる可能性があり、即ち、審理プランは当事者に対し一定程度の拘束力を生じることになる。

最高裁判所		最高行政裁判所
↑		
知的財産裁判所		
民事訴訟	刑事訴訟	行政訴訟
第二審 知的財産権法に関連して生じる民事訴訟事件	第二審 各地方裁判所の刑法、商標法、著作権法又は公平交易法（※日本の不正競争防止法、独占禁止法の要素が含まれている）の知的財産権保護に関連する刑事訴訟案件に対する判決に不服で上訴された案件を受理	第一審 知的財産権法に関連して生じる第一審行政訴訟事件及び強制執行事件
↑	↑	↑
第一審 知的財産権法に関連して生じる訴訟事件	各地方裁判所 第一審 各地方裁判所刑事法廷が、刑法、商標法、著作権法又は公平交易法の知的財産権保護に関連する刑事訴訟案件を審議	訴願 經濟部訴願審議委員会が知的財産権関連行政処分に対し訴願審議 ↑ 智慧財産局による知的財産権に関連した行政処分

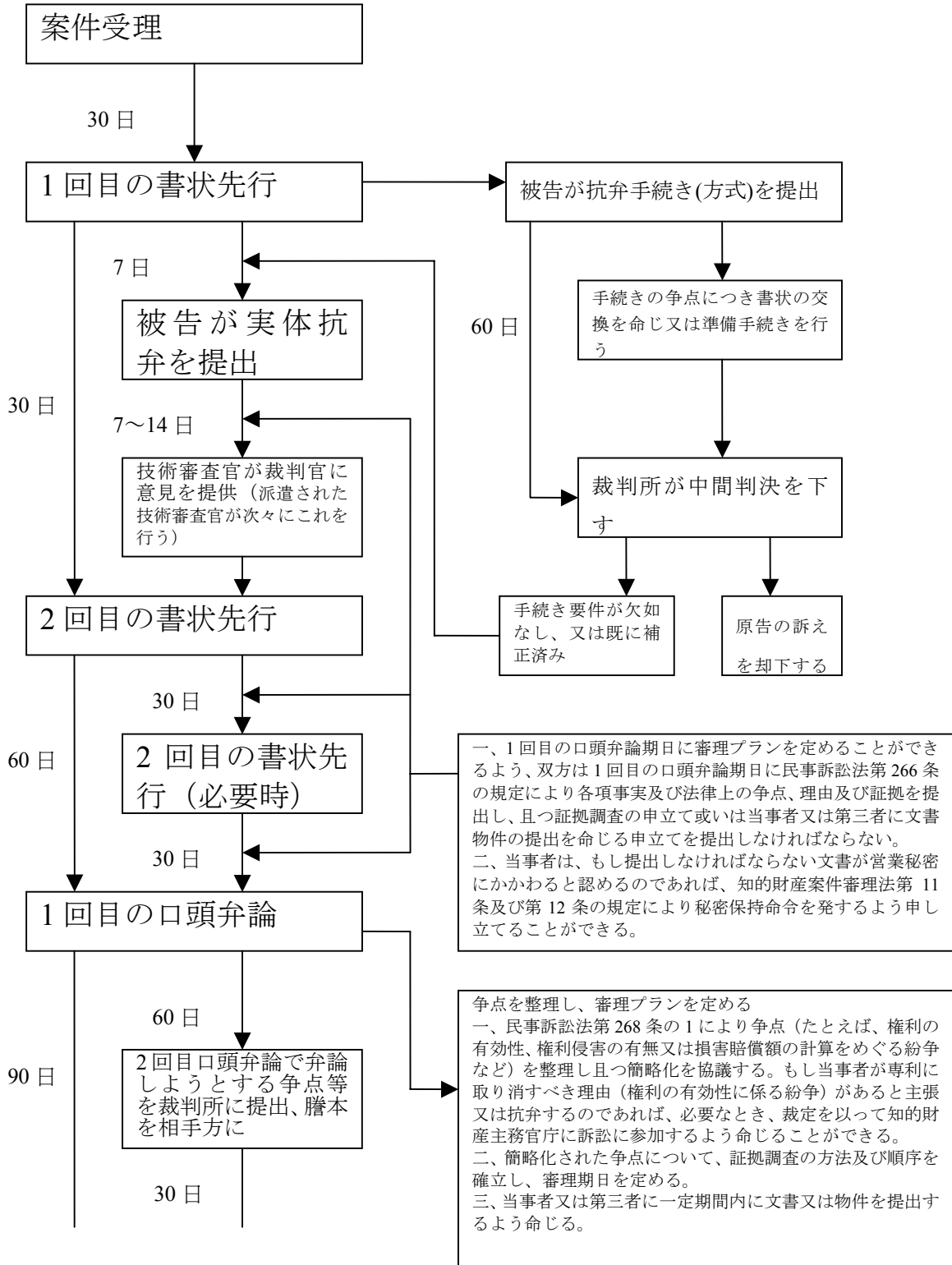
3-2 知的財産民事事件につき暫定状態を定める処分の審理モデル

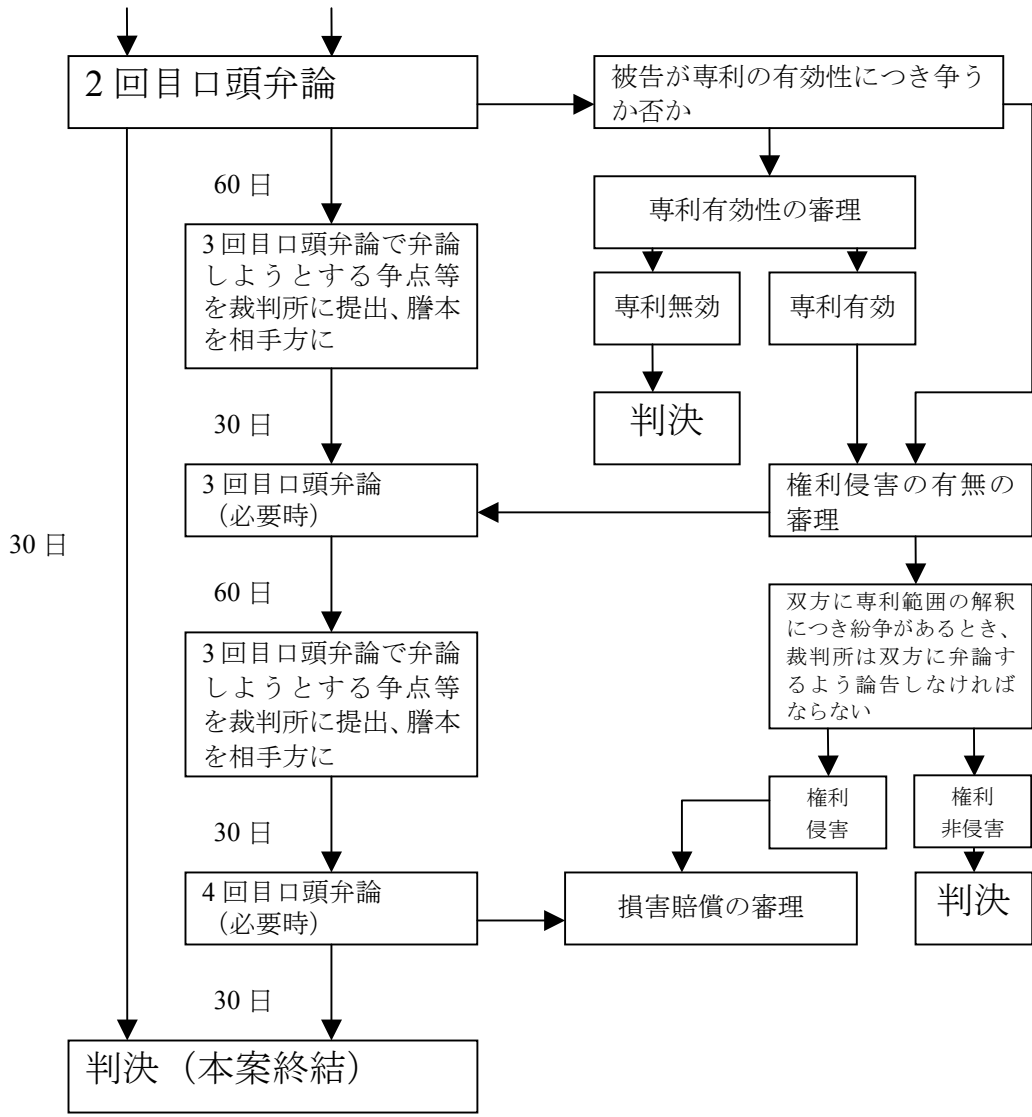
知的財産民事事件につき暫定状態を定める処分の審理モデル（専利事件を例として）

※各手続きの進行に要する時間は参考として提供するものであり、実際に要する時間は個別案の状況により決定される。

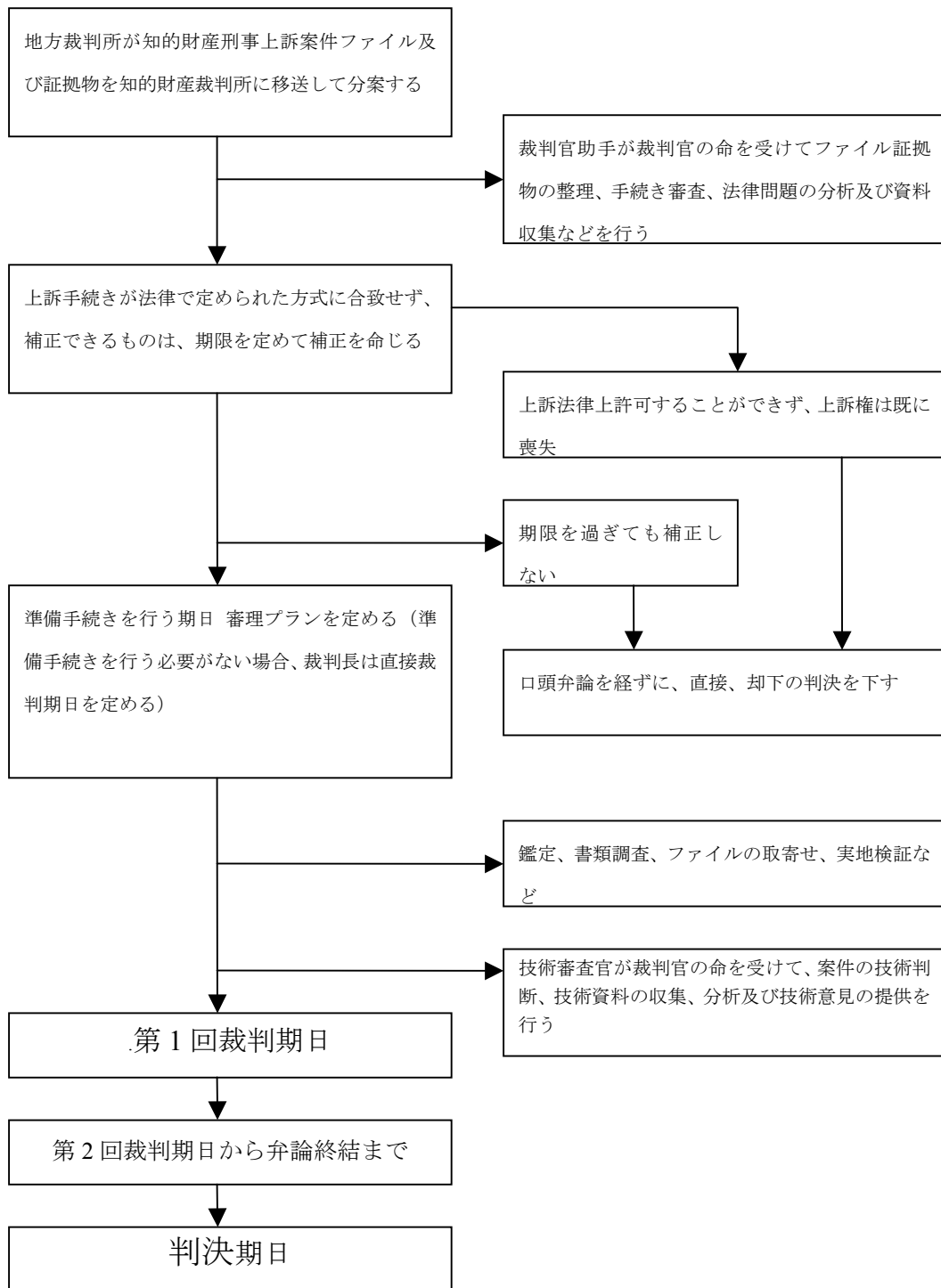


3-3 知的財産民事訴訟事件審理モデル（専利権利侵害事件を例として）

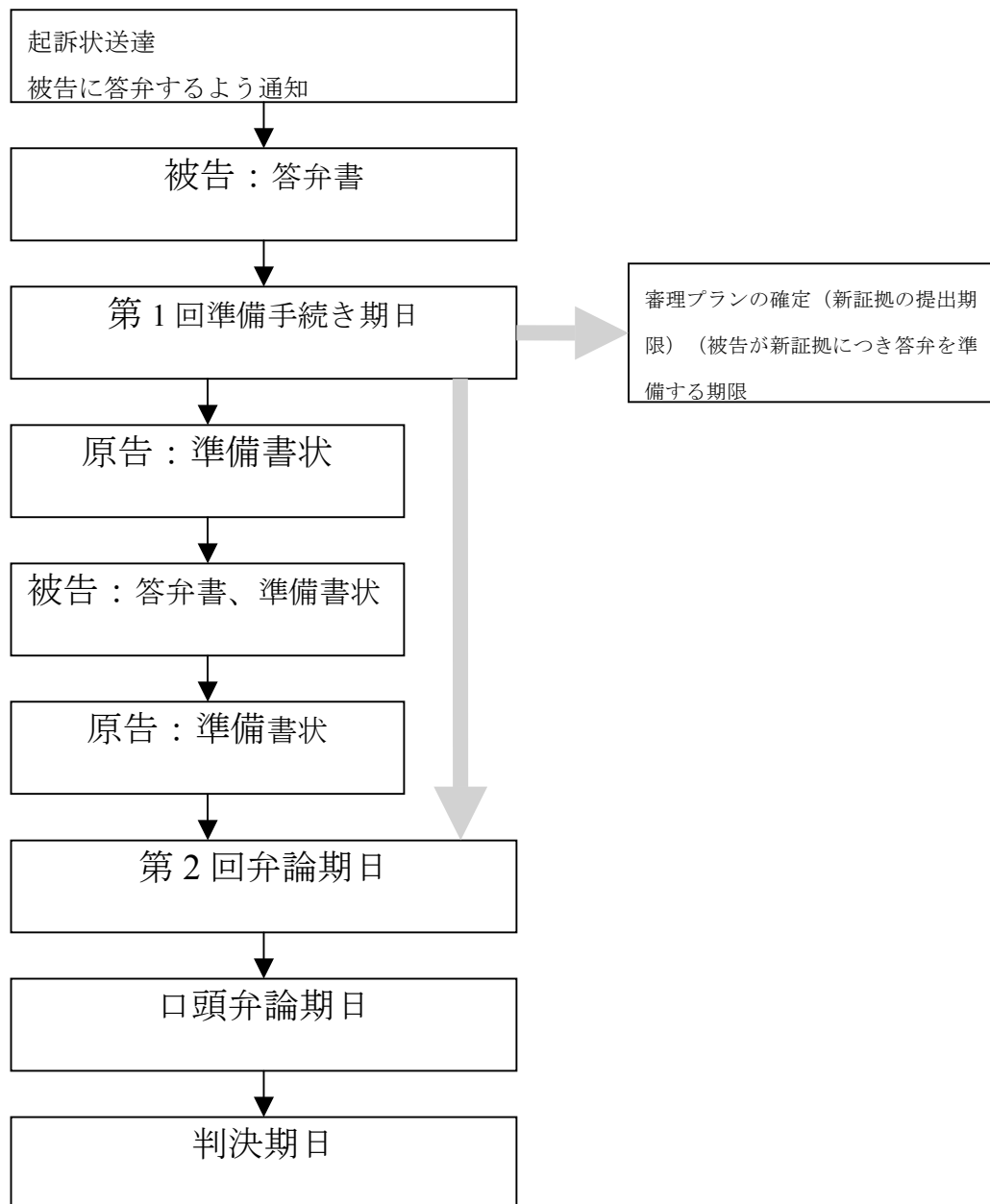




3-4 知的財産裁判所刑事第二審案件審理モデル（商標上訴案件を例として）

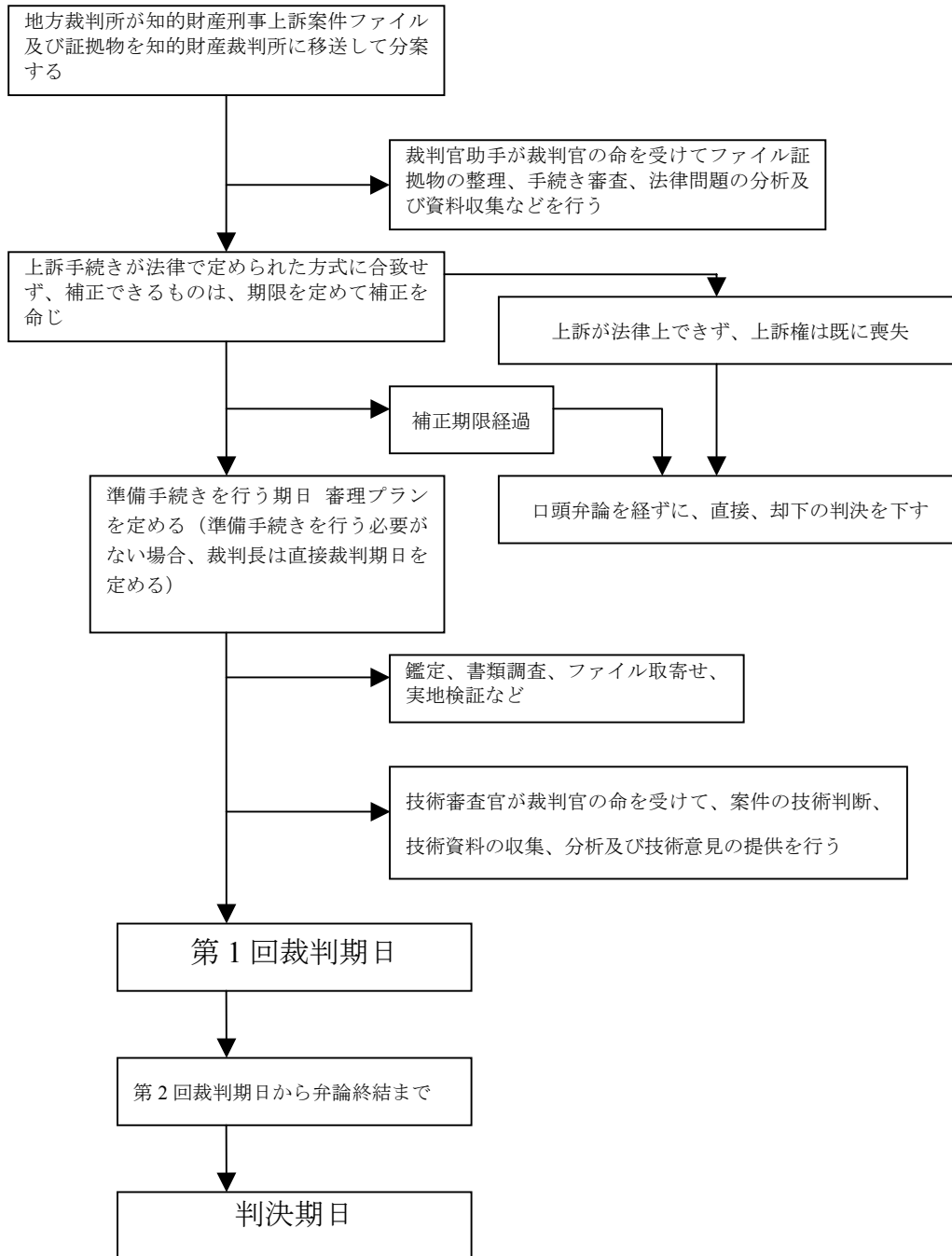


3-5 知的財産行政訴訟審理モデル



3-6 知的財産裁判所刑事案件審理モデル

知的財産裁判所刑事第二審案件審理モデル（商標上訴案件を例として）



4. 人材登用、研修

4-1 裁判官の人材登用、研修について

4-1-1 裁判官登用の現状

現在、知的財産裁判所には、9名の裁判官(所長、延長を含む)が配置されているが、技術的バックグラウンドを具える裁判官は少ない。知的財産裁判所は、知的財産権に係る民事、刑事、行政訴訟手続を同一の裁判所に集めて審理する専門裁判所であり、三種類の訴訟手続に精通していなければならない。そのため、裁判官の養成は、技術的な専門性及び訴訟手続についての全面的な知識を身につけさせることが必要となる。

4-1-2 裁判官登用の条件

組織法第13条により、知的財産裁判所の裁判官には、以下のいずれかの資格を有し、並びに任用予定職務の任用資格を有する者が任用される。

- (1) 知的財産裁判所の裁判官を務めたことがある者。
- (2) 実任裁判官又は検察官を2年以上務めたことがある者、若しくは、裁判官又は検察官の職務を5年以上務め、並びに薦任以上の公務員を計10年以上務めた者。
- (3) 弁護士試験に合格し、弁護士の職務を12年以上、並びに知的財産案件弁護士の職務を8年以上務め、成績が優秀で、かつそれを証明する書類を有する者
- (4) 教育部の認可を受けた大学又は学院の専任教授又は助/准教授、助手を計8年以上務め、知的財産権関連の法律課程の講義を5年以上担当し、専門著作を有する者。
- (5) 中央研究院の研究員又は副研究員、研究員助手を計8年以上務め、知的財産権の関係法律の専門著作を有する者。
- (6) 教育部の認可を受けた公立又は私立の大学、学院の学部課程又は大学院課程を卒業又は修了し、簡任公務員を現在務めている又は務めたことがあり、知的財産に関する審査又は訴願、法制業務に計10年以上従事した者。

上述第2号の資格を有し裁判官に任用される者は、司法院が設ける選抜委員会により選抜され、任用前に専利法、商標法、著作権法又はその他の関連法律及び技術分野の在職研修を受けなければならない。その選抜委員会の組織、選抜方法、在職研修事項は司法院が定める。

上述第3号から第6号の資格を有する者は、司法院が設立する選抜試験委員会の選抜試験に合格し、並びに行政法、行政訴訟法、専利法、商標法、著作権法、民事、刑事、その他関連法律について実施される職前研修に合格した後、任用される。選抜試験委員会の組織、選抜試験及び職前研修事項は司法院が定める。

4-1-3 裁判官の研修

現在の養成教育においては、知的財産案件審理に従事することを志望する裁判官を各裁判所から集め、約6ヶ月間の集中訓練過程を実施している。当該過程には専門課程と訴訟課程が含まれているが、技術的専門性に関する課程については、やや不十分であると思われる。

なお、専門分業化が進むなか、今後、一般裁判所で知的財産案件を取り扱う裁判官は、専門育成・研修課程を終えた者、若しくは専門資格を取得した者でなければ、これを務めることができないと要求される可能性についても検討されている。これらのことを考えると、知的財産裁判所、一般裁判所の別なく、裁判官は知的財産に関する専門法律及び実務運用を熟知する必要がある。知的財産案件の審判機能の向上及び確実な効果発揮を図るため、知的財産専門裁判官の育成・研修課程が実施されている。

4-2 技術審査官の人材登用、研修について

4-2-1 技術審査官登用の現状

現在、知的財産法院の技術審査官は9名（主任技術審査官を含む）で、知的財産局のシニア専利審査官から選出され配置されている。これら9名の技術審査官はいずれも専門知識又は技術を具えるとともに、豊富な専利審査及び行政訴訟経験を有する人材である。

4-2-2 技術審査官登用の条件

組織法第16条により、知的財産裁判所の技術審査官は以下のいずれかの資格を有し、任用予定職務の任用資格を有するものを任用するとしている。

- (1) 専利審査官又は商標審査官を計3年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。若しくは、公立又は認可を受けた私立大学、独立学院の大学院、教育部の承認を受けた外国の大学、独立学院の大学院を卒業又は修了したもので、関連学部学科の修士以上の学位を有し、専利又は商標の審査官又は助理審査官を計6年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。若しくは、公立又は認可を受けた私立の専門学校以上の学校、又は教育部の承認を受けた外国の専門学校以上の学校の関連学部学科を卒業し、専利又は商標の審査官又は助理審査官を計8年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。
- (2) 公立又は認可を受けた私立大学、独立学院の関係学部学科の講師を6年以上又は助手、助教授、教授を計3年以上務めている又は務めたことがあり、知的財産権専門著作を有しそれを証明できる者、若しくは、公、私立の専門研究機関で研究員を6年以上務めている又は務め、知的財産権専門著作を有しそれを証明できる者。

上述第1号の技術審査官資格について、専利審査官資格条例及び商標審査官資格条例の施行前に、専利商標審査機関において専利商標審査業務に従事した年数は、第1項の技術審査官の勤務年数として計算することができる。

4-2-3 裁判官の研修

現在の技術審査官は専門知識又は技術を具えるとともに、豊富な専利審査及び行政訴訟経験を有する人材であるが、専利民事訴訟方面の訓練を欠いているため、次のような課程の教育訓練を実施している。

- (1) 民事訴訟訓練
- (2) 専利侵害における鑑定分析訓練

4-3 台湾における知的財産教育の現状について

台湾における大学、高校、中学、小学にはいずれも法律の一般課程を設けており、その中、学生と身近なキャンパスの著作権問題は重点とされている。

しかし、法律一般課程が全課程に占める割合は極めて低い。それは法律一般課程が試験の科目ではないことにある。大学法律系学部の学生であっても、知的財産権課程が選択科目とされており、国家試験でもこの科目は試験科目に入っていないため、多くの法律系学部出身の者が知的財産権に対する理解は依然として極めて低いレベルにとどまっている。この点に鑑み、一部の学校と知的財産局、関連協会が協力して知的財産養成訓練学院を開設し、入門・初級及び中・上級課程を設置して、知的財産権に関するテーマに興味をもつ者を対象に講習を行うと同時に、この訓練課程を利用してシード教師を養成し、訓練層を拡大している。この種の訓練課程は必要とされる学術面での新たな知識を提供するだけでなく、同時に実務運用と互いに結合し、台湾の知的財産権の新たな知識のレベル向上に大いに役立っているのではないと思われる。

このほか、台湾では現在、既に多くの大学や大学院が科学技術法律関連学部・学科を設立し、外国の各大学とも次々と協力提携プランを結んでおり、多くの学生がこの機会を利用して外国で新たな知識を吸収し、又は外国から当該分野の教育専門家や実務専門家を台湾に招いて講義を行うほか、大学や大学院の関連EMBA課程

(Executive MBA Program)も産業界、官界、学界に知識コミュニケーションプラットフォームを提供しており、知的財産権の向上及び人材育成に大きく貢献するだろう。

5. その他情報

5-1 会計資料

5-1-1 予算の全体説明

一、現行の法定職掌

(一) 機関の主要な職掌

智慧財産法院組織法（知的財産裁判所組織法）第2条及び第3条の規定に基づき、当庁は2008年7月1日に創設する予定である。当庁は次の案件を管轄する。

1. 専利法（特許法）、商標法、著作権法、光碟管理条例（光ディスク管理法）、営業秘密法、積体電路電路布局保護法（集積回路回路配置保護法）、植物品種及び種苗法又は公平交易法（公正取引法）により保護される知的財産権益に関連する第1審及び第2審民事訴訟事件。
2. 刑法第253条から第255条、第317条、第318条の罪、又は商標法、著作権法、公平交易法第35条第1項に定める第20条第1項及び第36条に定める第19条第5号の違反に関する案件について、地方裁判所の通常・簡易審判又は協議手続きによる第1審判決を不服とし、上訴又は抗告を提起した刑事案件。ただし、少年刑事案件については、この限りでない。
3. 専利法、商標法、著作権法、光碟管理条例、積体電路電路布局保護法、植物品種及び種苗法又は公平交易法に定める知的財産権に関連する第1審行政訴訟事件及び強制執行事件。
4. その他法律の規定により又は司法院の指定により知的財産裁判所が管轄する案件。

(二) 内部組織及びその業務

当庁は、智慧財産法院組織法の規定に基づき、各部署を設置した。各部署の業務・職掌は次のとおりである。

1. 当庁は所長1名、簡任第13職等から第14職等までの裁判官が当庁の全行政事務を総理する。
2. 審判廷：当庁が管轄する民事、刑事及び行政訴訟案件を審理する。
3. 執行処：強制執行及び保全手続きに関する事務を処理する。
4. 公設弁護人室：指定弁護案件、弁護案件の編修・保管に関する事務を処理する。
5. 供託所：仮差押え、仮処分案件の供託に関する事務を処理する。
6. 書記処：書記官長1名を置き、裁判所長の命により行政事務を処理し、かつ書記官以下の職員を指揮・監督する。
7. 書記処記録科：訴訟係争中の文書ファイル・証拠物の受領・保管、配分、裁判正本の作成、文書処理並びに文書ファイル・証拠物の上訴審への送致を処理する。訴訟の文書ファイルの受け取り、文書ファイルの目録の編修、案件手続きの初歩審査、裁判の番号付けを処理する。

8. 書記処文書科：文書ファイルの受付・発送、清書・印刷、整理及びファイルの保管、印鑑の保管・使用、法令の編集・印刷、集会の記録、弁護士登記に関する事務を処理する。
9. 書記処総務科：庶務、司法収入及び経費の出納、贓物・証拠物品の保管、案件内の金銭若しくはその他貴重物品の出納事務、財産物品の購入や保管、支給事務、公有庁舎の修繕・建設及び使用配分事務及び福利厚生事務を処理する。
10. 書記処研考科：研究発展業務の推進、年度業務計画の作成、案件進捗の検査及び自己検査に関する事務、管理事項のフォローアップ、管理・統制、考査に関する事務などを処理する。
11. 書記処訴訟輔導科：一般人に対する相談窓口などのサービス事務を扱う。
12. 書記処司法警察官室：被告人やその関係者の警備保護、勾引、及び護送などの事務を処理する。
13. 書記処裁判官助手室：裁判官に協力し、各種訴訟資料を収集する。
14. 技術審査官室：案件の技術的判断、技術資料の収集、分析及び技術上の意見提供を行う。
15. 会計室、統計室、情報室、人事室及び政風室：それぞれ、年度予算、会計、統計、情報、人事管理及び風紀の調査・監督に関する事項を処理する。

5-1-2 2008 年度(7 月～12 月)施行計画の重点

業務計画	重要施行計画項目	実施内容
一般事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公平な考査・賞罰を徹底し、優れた司法気風に正す。 2. 審判の独立性を守り、司法の尊厳を樹立する。 3. 司法の信用を損なう案件を予防・調査する。 4. 研究発展と管理・統制、考査 5. 公有財産の管理強化 6. 訴訟相談、及び民衆へのサービスを強化 	<p>簡素化を推進し、人的資源を節約する。裁判所の人事制度の健全化を図り、行政監督を強化し、公平な考査・賞罰を実施する。</p> <p>司法環境を正し、汚職不法を摘発・一掃して、司法の信用を損なう案件を厳しく調査し、優良な風紀と司法の尊厳を守る。</p> <p>研究発展を強化し、司法業務の革新を推進する。考査の管理・統制を積極的に実施し、司法業務の実績・効果を向上させる。</p> <p>司法業務の電子化を推進し、情報の管理と運用を強化して、司法業務の効率を高める。</p> <p>公有財産の維持及び検査・審査を強化する。</p> <p>訴訟相談を強化し、人々へのサービスの向上に努める。</p>
審判業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審判情報の充実、裁判の質の向上 2. 延長、裁判官の共同会議の機能強化 3. 迅速な案件終結 	<p>裁判官は、開廷前にファイル・証拠を精読し、案件内容を理解する。審理中は、事実及び証拠を詳細に調査し、事実認定の機能を強化して、適用法律を適正に適用し、案件審理の効率とスピードを高める。図書設備を充実させ、法学関連書籍を拡充し、新しい判例・解釈に関する資料の取得の便宜を図る。</p> <p>定期的に法律問題を討議し、法的見解についてのコミュニケーションを図る。また、研究環境を発展させ、裁判が破棄された原因を討論して、実務問題を解決し、案件審理の効率・実績を高める。</p> <p>裁判官が案件を審理し、延長が判決書を審査・閲読する際に、疑義があると認め、又は他廷と意見の不一致</p>

		があると認めるときは、会議を開き討議を行った上で決議を行い、見解を統一する。 民事事件 1250 件、刑事案件 375 件及び行政訴訟業務 875 件を処理する予定である。
第一予備金	予算法第 22 条の規定に基づき編成し、各項経費の不足に対処する。	予算法第 64 条の規定に従い、予備金の使用を申請して、業務が捗るようにし、事務の効果・効率を高める。

5-1-3 2008 年度の予算（単位：新台幣ドル）

項目名称	2008 年度予算額		
	合計	經常予算	資本予算
歳入：	19,320,000	19,320,000	
罰金及び賠償収入			
政府料金収入	19,320,000	19,320,000	
財産収入			
その他の収入			
歳出：	73,882,000	73,735,000	147,000
一般事務	65,885,000	65,885,000	
審判業務	7,797,000	7,650,000	147,000
第一予備金	200,000	200,000	

※2008 年度知的財産裁判所予算の詳細について、77,78 ページの資料をご参照ください。

5-1-4 2008 年度予算の実施（決算）の概況：

（一）歳入

1. 司法料金の収入：予定は 19,267,000 台湾元であるが、実際の収入は 8,224,983 台湾元で、予定の 42.69% となり、11,042,017 台湾元の不足となる。
2. 使用料金の収入：予定は 53,000 台湾元、実際の収入は 57,943 元で、予定の 109.33% となり、4,943 台湾元の超過収入となる。

（二）歳出

1. 本裁判所の経費予算

- (1) 一般行政：予算は 65,885,000 台湾元であるが、実際の支出は 50,120,989 台湾元で、予算の 76.07% である。15,764,011 台湾元の余剰となり、国庫がこれを回収する。
- (2) 審判業務：予算は 7,797,000 台湾元であるが、実際の支出は 4,293,311 台湾元で、予算の 55.06% である。3,503,689 台湾元の余剰となり、国庫がこれを回収する。
- (3) 第一予備金：予算は 200,000 台湾元であるが、今年度は支出を申請しなかったため、200,000 台湾元の余剰となり、国庫がこれを回収する。

2. 統括項目

- (1) 公務員・教師の冠婚葬祭・出産・育児及び子女の教育補助金: 全年度で 800,135 台湾元が支給された。決算は 800,135 台湾元である。

5-1-5 資産・負債の実際状況

当裁判所は 2008 年度に創設された機関であり、前年度の資産及び負債はない。

(一) 歳入

1. 資産項目：今年度は新たに歳入残高 1,938,936 台湾元の増加。
2. 負債項目：今年度は新たに保管金額 1,938,936 台湾元の増加。

(二) 歳出

1. 資産項目：
 - 専門口座預金：今年度は新たに 1,055,091 台湾元の増加。
2. 負債項目：
 - 保管金額：今年度は新たに 887,495 台湾元の増加。
 - 代理受領金額：今年度は新たに 167,596 台湾元の増加。

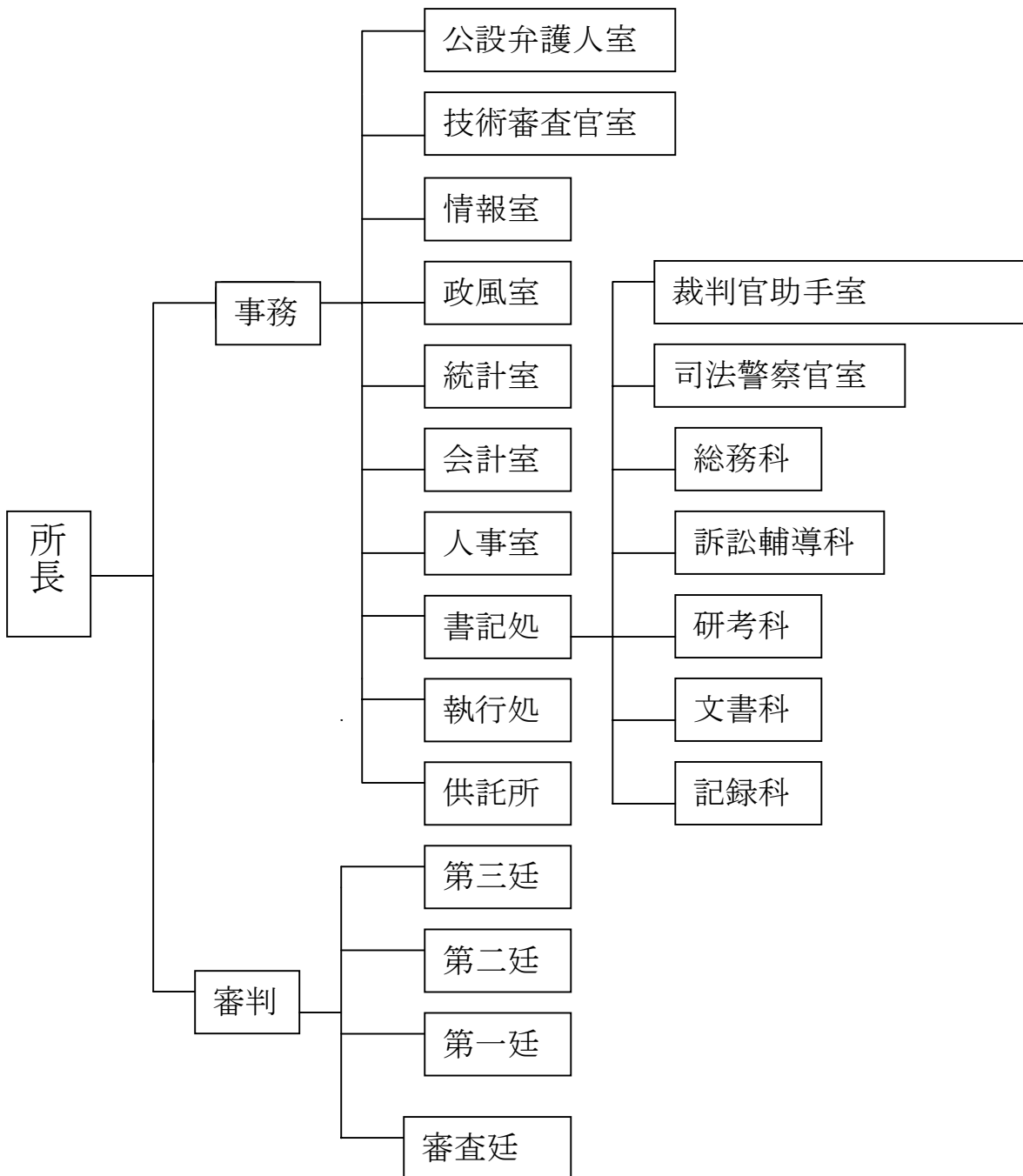
5-2 案件審理概況

単位：件、日

年（月） 次	受付件数			結審数	未結 件数	終結まで の平均所 要日数	一裁判官 の月平均 結審数	上訴案 件維持 率（%）	抗告案 件維持 率（%）
	合計	旧案件 の受入	新規案 件						
2008 年	694	-	694	364	330	73.07	9.66	100.00	50.00
7 月	92	-	92	9	83	6.67	1.43	-	-
8 月	197	83	114	9	188	20.00	1.43	-	-
9 月	312	188	124	44	268	37.61	7.01	-	-
10 月	400	268	132	87	313	65.55	13.85	-	100.00
11 月	425	313	112	106	319	84.07	16.88	-	-
12 月	439	319	120	109	330	84.54	17.36	100.00	-
2009 年	432	330	102	91	341	80.90	14.49	100.00	100.00
1 月	432	330	102	91	341	80.90	14.49	100.00	100.00
民事訴訟	167	127	40	36	131	66.45	5.73	-	-
第一審	107	81	26	23	84	67.17	3.66	-	-
控訴審	60	46	14	13	47	65.60	2.07	-	-
刑事訴訟	95	68	27	26	69	70.12	4.14	100.00	100.00
行政訴訟	170	135	35	29	141	101.52	4.62	100.00	-

5-3 組織図及び予算説明表

5.3.1 組織図



5.3.2 予算員数説明表

区分	法定員数	予算員数			増減説明
		今年度	前年度	増減	
職員	94～176	67	0	67	<p>1.増員：</p> <p>司法事務官 3 名、供託所主任 1 名、書記官長 1 名、人事室主任 1 名、会計室主任 1 名、統計室主任 1 名、政風室主任 1 名、情報室主任 1 名、司法警察官長 1 名、裁判官助手 10 名。</p> <p>2.他部署からの配置転換：</p> <p>所長 1 名、延長 3 名、裁判官 6 名、公証弁護人 1 名、書記官 15 名、科員（各係の職員） 6 名、資訊設計師 1 名、情報管理師 1 名、情報助理設計師 2 名（訳注：前述三種類の職務は情報システムを専門に行なう情報関連のシステムエンジニアである。）、通訳 3 名、副司法警察官長 1 名、司法警察官 8 名、執達員（執行官） 3 名、書記官 12 名、廷務員 3 名、技工 1 名、運転手 3 名、用務員 5 名</p>
司法警察官	16～25	10	0	10	
技工		1	0	1	
運転手		3	0	3	
用務員		5	0	5	
嘱託		10	0	10	
契約		0	0	0	
合計		96	0	96	

5.3.3 2008 年度歳入財源別予算表

經常予算と資本予算を併せて計算（単位：千台湾元）

項目					今年度	前年度	前年度	今年度と前	説明
号	項	目	節	名称	予算数	予算数	決算数	年度の比較	
3	40	1		合計	19,320			19,320	
				0500000000					
				政府料金収入	19,320			19,320	
				0505260000					
				知的財産裁判所	19,320			19,320	
				0505260200					
				司法料金収入	19,267			19,267	
				0505260201					
				1	民事訴訟費	19,105			19,105
		0505260204							
		2	行政訴訟費	162			162	今年度予算は行政訴訟裁判費及び執行費などを収入とする。	
			0505260300						
		2	使用料金収入	53			53		
			0505260305					今年度予算はファイル閲覧の	
		1	資料使用費	53			53	コピー代などを収入とする。	

5.3.4 2008 年度歳出機関別予算表

經常予算、資本予算を併せて計算（単位：千台湾元）

項目					今年度	前年度	今年度と前	説明	
号	項	目	節	名称	予算数	予算数	年度の比較		
4	9			005000000	73,882	36,736	37,146	<p>「智慧財産法院組織法（知的財産裁判所組織法）」は、立法院（日本の「国会」に相当）第6回第5会期第2次会議の審議により通過し、かつ、「総統2007年3月28日華総一義字第09600035701号法令」の指示に従い、2008年7月1日に創設する予定である。これを受け、司法院、最高裁判所、最高行政裁判所、台北高等行政裁判所、台中高等行政裁判所、高雄高等行政裁判所、公務員懲戒委員会、台湾高等裁判所、台湾高等裁判所高雄支所、台湾高等裁判所花蓮支所、台湾台北地方裁判所、台湾士林地方裁判所、台湾苗栗地方裁判所、台湾台中地方裁判所、台湾南投地方裁判所、台湾彰化地方裁判所、台湾雲林地方裁判所、台湾嘉義地方裁判所、台湾台南地方裁判所、台湾高雄地方裁判所、台湾屏東地方裁判所、台湾花蓮地方裁判所、台湾宜蘭地方裁判所、台湾基隆地方裁判所、台湾澎湖地方裁判所、福建金門地方裁判所の「一般事務」項目より、36,736千台湾元を移入し、その合計は表に挙げる前年度の予算数である。</p> <p>1.今年度の予算は65885千台湾元であり、人事費52881千台湾元、業務費13004千台湾元を含む。</p> <p>2.今年度の予算の内訳と前年度の内訳を次の通り比較する。</p> <p>(1) 人員維持費52881千台湾元。前年度から比べ、職員11名、裁判官助手10名の人件費、職員の昇給による差額、定年退職・退職預金及び国民健康保険保険費16145千台湾元を増加計上した。(2) 新規に基本事務維持費4254千台湾元が増加。(3) 新規に司法事務処理業務費8750千台湾元が増加。</p> <p>1.今年度の予算は7797千台湾元であり、業務費7650千台湾元、設備及び投資147千台湾元を含む。</p> <p>2.今年度の予算の内訳は次のとおり。</p> <p>(1) 民事事件業務処理経費2939千台湾元 (2) 刑事事件業務処理経費2807千台湾元 (3) 行政訴訟業務処理経費2051千台湾元</p> <p>今年度は、第一予備金を左の通り編成した。</p>	
				0005260000					知的財産裁判所
				3505260000	司法支出	73,882	36,736		37,146
				3505260100	一般事務	65,885	36,736		29,149
		2		3505261000	7,797		7,797		
				審判業務					
				3505269800					

		3	第一類予備金	200		200	
--	--	---	--------	-----	--	-----	--

産業財産権における模倣対策のご案内

財団法人交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、
財団法人交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp/

[特許庁委託] 台湾における知的財産裁判所の制度概要

平成21年3月 発行

発行者 井上 孝

発行所 財団法人 交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木3-16-33

青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 宝円堂

執筆協力：理律法律事務所 (Lee and Li, Attorneys-at-Law)

台北市松山区敦化北路201号7階
